

令和5年度

第4回

総

会

会議資料

令和6年2月27日

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会

〒260-0028

千葉県千葉市中央区新町18番地10

千葉第一生命ビルディング8階

電話043-241-7382

FAX 043-248-4021

<https://chibashigaku.jp/>

〔案〕

生徒収容に係る申し合わせ事項 【2026（令和8）年度以降の期限付臨時定等について】

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会

【東葛・松戸地区：担当副会長 川並芳純】

◎平成29年2月21日（火）開催、平成28年度第4回総会において審議・決定された2018（平成30）年度以降の期限付臨時定員等では、第3学区における期限付臨時定員は令和7年度入学生までという事となっているが、千葉県の学校基本調査による資料では、県内国公立中卒者数推移にて若干の微増減はあるものの令和13年度まで増加される事が見込まれております。

つきましては、第3学区の私立高等学校においては、別表にある通り新たに2026（令和8）年度以降の期限付臨時定員について対応することとしたい。

- ① 第3学区においては、引き続き高校進学者数が増大することが見込まれておるので、令和8年度より臨時定員増を希望する学校に対しては、継続して期限付臨時定員増として対応することとして県当局へ働きかけていくとする。

-
- ・麗澤高等学校においては、過去5年間、入学割合が110%を1度も超えておらず、且つ従来の募集定員である200名定員では規模が小さい為。令和8年度以降の臨時定員数を60名増としたい。
 - ・日本体育大学柏高等学校は引き続き継続して、28名の臨時定員数としたい。
 - ・芝浦工業大学柏高等学校は引き続き継続して、令和8年度以降の臨時定員数を24名としたい。
 - ・流通経済大学附属柏高等学校は引き続き継続して、令和8年度以降の臨時定員数を40名としたい。
 - ・西武台千葉高等学校は、新たに臨時定員増として、令和8年度以降の臨時定員数を17名としたい。
 - ・二松学舎大学附属柏高等学校は、学校法人様からの申し出により、従来の募集定員数249名とする。

県内国公私中卒者数推移(実数ベース)---市町村別内訳---

学区	年 市町村	H元.3 (44歳)	R4.3 中卒者	R5.3 (中3)	R6.3 (中2)	R7.3 (中1)	R8.3 (小6)	R9.3 (小5)	R10.3 (小4)	R11.3 (小3)	R12.3 (小2)	R13.3 (小1)
1	千葉市	15,433	8,463	8,436	8,430	7,916	8,069	7,943	7,820	7,677	7,525	7,532
	1 集計	15,433	8,463	8,436	8,430	7,916	8,069	7,943	7,820	7,677	7,525	7,532
2	習志野市	2,669	1,656	1,674	1,669	1,692	1,459	1,570	1,493	1,494	1,536	1,545
2	八千代市	2,995	1,981	1,951	1,966	1,946	1,760	1,703	1,753	1,640	1,700	1,747
2	船橋市	9,317	5,335	5,458	5,487	5,405	5,806	5,775	5,617	5,507	5,444	5,463
2	市川市	7,091	4,120	4,198	3,970	4,020	3,879	3,835	3,804	3,827	4,094	3,998
2	浦安市	1,678	1,446	1,414	1,382	1,394	1,460	1,439	1,341	1,394	1,393	1,377
2	松戸市	7,467	3,853	3,780	3,808	3,888	3,856	3,820	3,874	3,778	3,824	3,805
	2 集計	31,217	18,391	18,475	18,282	18,345	18,220	18,142	17,882	17,640	17,991	17,935
3	柏市	6,302	3,788	3,924	4,054	4,041	3,774	3,613	3,626	3,520	3,739	3,746
3	野田市	2,849	1,460	1,378	1,372	1,343	1,295	1,265	1,117	1,193	1,093	1,103
3	流山市	2,645	1,538	1,592	1,621	1,701	2,027	2,086	2,130	2,144	2,407	2,502
3	我孫子市	2,299	1,048	982	990	943	1,045	968	994	926	878	930
3	鎌ヶ谷市	1,881	898	884	894	904	956	883	848	875	844	802
	3 集計	15,976	8,732	8,760	8,931	8,932	9,097	8,815	8,715	8,658	8,961	9,083
4	佐倉市	2,724	1,392	1,452	1,350	1,365	1,364	1,318	1,353	1,349	1,266	1,219
4	成田市	1,694	1,310	1,299	1,350	1,264	1,257	1,271	1,204	1,162	1,097	1,080
4	四街道市	1,699	790	861	830	846	864	895	850	880	889	911
4	八街市	799	536	548	518	491	498	448	409	386	403	373
4	印西市	688	913	998	1,015	1,022	1,180	1,147	1,196	1,218	1,293	1,265
4	白井市	842	633	657	683	628	695	637	616	581	563	502
4	富里市	784	377	403	384	368	374	380	373	361	337	303
4	酒々井町	403	189	155	166	150	147	131	133	131	114	131
4	栄町	314	111	116	121	128	129	114	95	136	112	104
	4 集計	9,947	6,251	6,489	6,417	6,262	6,508	6,341	6,229	6,204	6,074	5,888
5	香取市	1,530	546	504	543	511	510	474	465	434	424	427
5	神崎町	96	39	35	38	32	38	35	30	38	34	29
5	東庄町	336	114	96	106	95	94	82	82	91	77	80
5	多古町	254	90	90	104	91	99	93	84	93	80	84
5	銚子市	1,368	399	385	373	360	351	328	318	278	285	259
5	旭市	1,043	523	553	505	526	528	484	506	452	495	447
5	匝瑳市	616	281	276	285	266	254	264	238	250	245	237
	5 集計	5,243	1,992	1,939	1,954	1,881	1,874	1,760	1,723	1,636	1,640	1,563
6	大網白里市	560	388	374	368	392	405	383	306	346	371	340
6	東金市	717	440	478	404	441	436	422	440	406	433	380
6	九十九里町	311	103	97	107	91	75	93	79	75	73	70
6	横芝光町	430	185	177	193	173	159	172	164	165	159	136
6	芝山町	104	49	54	58	52	48	49	56	27	48	45
6	山武市	808	375	382	332	320	340	312	268	301	277	304
	6 集計	2,930	1,540	1,562	1,462	1,469	1,463	1,431	1,313	1,320	1,361	1,275
7	茂原市	1,489	657	679	690	623	660	649	616	610	526	593
7	一宮町	180	93	120	91	117	131	111	98	114	98	105
7	白子町	205	77	64	85	65	79	67	73	63	72	67
7	長柄町	115	44	57	24	47	34	42	28	32	26	26
7	長南町	155	57	40	42	45	40	37	22	43	43	47
7	睦沢町	116	45	48	49	53	50	46	58	46	50	42
7	長生村	179	95	123	110	101	92	98	83	90	91	84
7	勝浦市	343	109	101	95	81	87	71	76	57	83	67
7	いすみ市	698	267	248	254	260	235	258	226	219	209	209
7	大多喜町	182	73	83	82	83	58	58	45	52	54	53
7	御宿町	119	39	23	45	30	43	31	41	30	27	35
	7 集計	3,781	1,556	1,586	1,567	1,505	1,509	1,468	1,366	1,356	1,279	1,328
8	館山市	987	329	331	306	336	332	325	315	278	268	269
8	鴨川市	668	210	212	246	194	199	233	186	176	177	171
8	南房総市	856	253	265	236	222	236	203	238	215	211	192
8	鋸南町	201	43	40	40	35	37	38	41	27	24	24
	8 集計	2,712	835	848	828	787	804	799	780	696	680	656
9	木更津市	2,430	1,380	1,286	1,355	1,286	1,250	1,290	1,258	1,245	1,206	1,194
9	君津市	1,565	659	663	697	604	563	573	570	552	582	552
9	富津市	983	294	290	301	273	283	280	251	261	250	245
9	袖ヶ浦市	943	574	541	573	527	587	547	602	626	583	648
9	市原市	4,626	2,273	2,186	2,198	2,127	2,213	2,173	2,100	2,066	2,001	1,952
	9 集計	10,547	5,180	4,966	5,124	4,817	4,896	4,863	4,781	4,750	4,622	4,591
	都市部(1~3学区)	62,626	35,586	35,671	35,643	35,193	35,386	34,900	34,417	33,975	34,477	34,550
	郡部(4~9学区)	35,160	17,354	17,390	17,352	16,721	17,054	16,662	16,192	15,962	15,656	15,301
	総計	97,786	52,940	53,061	52,995	51,914	52,440	51,562	50,609	49,937	50,133	49,851

→他都県への中学校進学予定者を含む。

(資料) 「学校基本調査」(R4.5.1)による児童生徒数

過去5年間私立高等学校定員及び入学人数等の推移

各年度4月15日現在 学事課作成：私立高等学校の定員及び入学人数等の推移集計値より参照
(単位：人)

No.	学校名	臨時定員増加数	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			平均
			募集定員	入学人数	入学割合													
1	麗 澤	40	240	256	106.7%	240	230	95.8%	240	238	99.2%	240	241	100.4%	240	245	102.1%	100.8%
2	日本体育大学 柏	28	360	425	118.1%	360	313	86.9%	360	315	87.5%	360	418	116.1%	360	562	156.1%	112.9%
3	二松学舎大学附属 柏	31	280	375	133.9%	280	283	101.1%	280	437	156.1%	280	382	136.4%	280	259	92.5%	124.0%
4	芝浦工業大学 柏	20	296	295	99.7%	296	317	107.1%	296	287	97.0%	296	332	112.2%	296	298	100.7%	103.3%
5	流通経済大学付属 柏	50	341	449	131.7%	341	322	94.4%	341	400	117.3%	341	407	119.4%	341	402	117.9%	116.1%
6	西武台 千葉	0	276	334	121.0%	276	327	118.5%	276	298	108.0%	276	396	143.5%	276	382	138.4%	125.9%
合 計		169																



令和5年11月24日

期限付き臨時定員増希望校及び希望数一覧表

(単位：人)

No.	学校名	募集定員	平成30年度～令和7年度		令和8年度以降	
			臨時定員増加数	臨時定員増加後 募集定員	臨時定員増加希望数	臨時定員増加後 募集定員（仮）
1	麗澤	200	40	240	60	260
2	日本体育大学柏	332	28	360	28	360
3	二松学舎大学附属柏	249	31	280	0	249
4	芝浦工業大学柏	276	20	296	24	300
5	流通経済大学付属柏	291	50	341	40	331
6	西武台千葉	276	0	276	17	293
合計		1624	169	1793	169	1793

令和6年2月2日
千葉県総務部学事課

令和8年度以降の私立高校臨時定員増に係るフロー案について

〈R5年度〉

～R6.3 県における人口動態分析、期間及び定員数の検討

〈R6年度〉

R6.5～ 公私関係者において臨時定員増の総枠・期間について協議

R6.7 公私協において臨時定員増の総枠・期間の合意

～R7.3 実施校の受入体制等を確認し、臨時定員増の認可

〈R7年度〉

R7.5～ 公私関係者において臨時定員増を含めた募集定員について協議

R7.7 公私協において募集定員の合意

R7.9 次年度生徒募集要項の報道発表等

〈R8年度〉

R8.4～ 臨時定員増の開始

〈参考 平成30年度臨時定員増に係るスケジュール〉

〈H28年度〉

H28.5 公私関係者での協議の際に臨時定員増について私学側に意見照会

H29.2 中高協会で第3学区臨時定員増継続について決議

〈H29年度〉

H29.5 公私協で臨時定員増を含めた募集定員について協議

H29.7 公私協で募集定員の合意

H29.9 臨時定員増の認可

〈H30年度〉

H30.4 臨時定員増の開始

令和7年度千葉県県立高等学校入学者選抜の日程

- 1 一般入学者選抜、特別入学者選抜、地域連携アクティブスクールの入学者選抜及び通信制の課程の一期入学者選抜の日程
 - (1) 入学願書等提出期間
令和7年2月4日(火)、2月5日(水)及び2月6日(木)
 - (2) 志願又は希望の変更受付期間
令和7年2月12日(水)及び2月13日(木)
 - (3) 学力検査等の期日
令和7年2月18日(火)及び2月19日(水)
※海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜、通信制の課程の一期入学者選抜及び定時制の課程で学力検査を3教科で実施する一部の高等学校の検査は、令和7年2月18日(火)のみ実施
 - (4) 追検査受付期間
令和7年2月21日(金)及び2月25日(火)
 - (5) 追検査の期日
令和7年2月27日(木)
 - (6) 入学許可候補者発表の期日
令和7年3月4日(火)
- 2 第2次募集(地域連携アクティブスクールを含む。)及び通信制の課程の二期入学者選抜の日程
 - (1) 入学願書等提出期日
令和7年3月7日(金)
 - (2) 志願又は希望の変更受付期日
令和7年3月10日(月)
 - (3) 検査の期日
令和7年3月12日(水)
 - (4) 入学許可候補者発表の期日
令和7年3月14日(金)
- 3 定時制の課程の追加募集の日程
検査期日の範囲 令和7年3月26日(水)及び3月27日(木)
- 4 通信制の課程の三期入学者選抜の日程
 - (1) 入学願書等提出期間
令和7年4月3日(木)及び4月4日(金)
 - (2) 検査の期日
令和7年4月9日(水)
 - (3) 入学許可候補者発表の期日
令和7年4月11日(金)

5 秋季入学者選抜の日程

(1) 入学願書等提出期間

令和7年8月19日(火)及び8月20日(水)

(2) 検査の期日

令和7年8月22日(金)

(3) 入学許可候補者発表の期日

令和7年8月26日(火)

6 通信制の課程の四期(秋季)入学者選抜の日程

(1) 入学願書等提出期間

令和7年9月1日(月)及び9月2日(火)

(2) 検査の期日

令和7年9月5日(金)

(3) 入学許可候補者発表の期日

令和7年9月9日(火)

<参考> 令和6年度入学者選抜

地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する高等学校

県立泉高等学校、県立船橋古和釜高等学校、県立行徳高等学校、県立流山北高等学校、
県立天羽高等学校、県立市原高等学校

三部制の定時制の課程の秋季入学者選抜を実施する高等学校

県立生浜高等学校(三部制の定時制のみ)、県立松戸南高等学校、県立佐倉南高等学校

通信制の課程の三期入学者選抜及び四期(秋季)入学者選抜を実施する高等学校

県立千葉大宮高等学校

令和7年度千葉県県立中学校入学者決定の日程

- 1 入学願書提出期間
令和6年11月18日(月)～令和6年11月20日(水)
(インターネット出願に係る登録期間は、別途定め周知する。)
- 2 一次検査(適性検査)の期日
令和6年12月7日(土)
- 3 一次検査結果の発表
令和6年12月18日(水)
- 4 報告書、志願理由書等の提出期間
令和7年1月8日(水)～令和7年1月9日(木)
- 5 二次検査(適性検査等)の期日
令和7年1月24日(金)
- 6 二次検査結果の発表
令和7年1月31日(金)

(注) 入学者決定の詳細は、実施要項等に明示します。

[案]

7
令和~~6~~年度
千葉県私立高等学校生徒募集に関する申し合わせ事項

千葉県私立中学高等学校協会

~~令和5年2月24日~~

令和6年2月27日

生徒募集および入学試験については、各校ともこの申し合わせ事項を厳守し、行き過ぎた方法手段を用いて、自校や千葉県全私学の品位を傷つけぬよう慎重に配慮することとする。また、試験毎に志願してほしい生徒像や選抜方法・内容について、募集要項に詳細に明記する。

- 前期選抜試験 学校・学科の教育方針・目標・特色や特性に応じ、生徒の持っている特性・特技等に重点をおき、面接・小論文(作文)・自己表現・実技及び学校の定める検査等による選抜を行う。
- 後期選抜試験 学力検査等を実施し、選抜を行う。
- 二次選抜試験 公立高等学校入学許可候補者発表日以降実施する選抜とする。
そして下記のとおり申し合わせる。

記

1. 前期選抜試験実施について

7 (金)

ア. 実施の始期――令和~~6~~年1月17日~~(水)~~以降

イ. 前期選抜試験実施校は、前期選抜試験にて不許可になった生徒の志望があれば、再度後期選抜試験を受験できるよう配慮されたい。

2. 後期選抜試験実施について

7 (土)

ア. 実施の始期――令和~~6~~年2月15日~~(木)~~以降

3. 出願期間は中学校の1月始業後の複数日を設定することが望ましい。ただし、WEB出願の場合は始期を12月17日以降とし、中学校の1月始業以降までの期間とする。

4. 早期の合否決定また入学許可候補者の招集日等により、中学校最終学年の正常な教育活動を乱さぬよう十分注意すること。

5. 常に公立中学校との連絡を密にして信頼関係を保ち、入試相談の際には事前選考や予約行為と誤解されないよう注意、入学生徒の人数確保については極力、募集定員の遵守に努めること。

(日)

なお、入試相談の予約受付開始は12月1日~~(金)~~の9時以降とする。

5

ア. 入試相談の始期――令和~~4~~年12月15日以降

6. 各私立高等学校が行う中学校対象の入試説明会は、当該校の施設を利用すること。

6 (火)

ア. 説明会の開催時期――令和~~5~~年10月1日~~(日)~~以降

7. 調査書については、公立中学校の要望を容れ、公立高等学校へ提出する調査書の様式に準拠すること。

8. 公立高等学校併願者で、入学手続延納を希望する者の入学金前納額は、5万円以内とする。また残額の納入については、公立高等学校の選抜結果の発表日の翌日までは猶予すること。

9. 二次選抜実施校の願書締切日時については公立高等学校入学許可候補者発表日の翌日まで配慮すること。

10. 入学試験問題作成にあたっては、中学校学習指導要領による進度内容を確認し、指導範囲を超えた出題をせぬよう留意すること。
11. 願書・推薦書・調査書等、出願者が提出すべき必要書類以外の資料を中学校側に要求しない。
12. 入学予定者の入学説明会については、中学校最後の授業である卒業式を避けるよう中学校との連絡を密にすること。
13. 追加合格や追認合格により、他校や他校への入学予定者に混乱を招かぬよう配慮すること。
14. 他都県への出張入試は自粛する。行う場合は、必ず他都県の入試申し合わせ事項を厳守する。また、他都県からの出張入試は自粛されたい。行う場合は本県の申し合わせを必ず厳守する。
15. 入学試験は自校施設にて実施することを基本とする。志願者数等の状況により自校施設での実施が難しい場合は、他の公共施設等で実施することを認める。

[注]

令和6年2月27日開催「令和5年度第4回総会」において決定。

~~令和5年2月24日開催「令和4年度第4回総会」において決定。~~

◇

〔案〕

7
令和~~6~~年度
千葉県私立中学校・中等教育学校生徒募集に関する申し合わせ事項

千葉県私立中学高等学校協会
~~令和5年2月24日~~
令和6年2月27日

生徒募集および入学試験については、各校ともこの申し合わせ事項を厳守し、行き過ぎた方法手段を用いて、自校や千葉県全私学の品位を傷つけぬよう慎重に配慮すること。
生徒募集に関して、下記のとおり申し合わせる。

記

1. 推薦入学試験実施について

6 (日)

ア. 実施の始期――令和~~5~~年12月1日~~(金)~~以降

2. 一般入学試験実施について

7 (月)

ア. 実施の始期――令和~~6~~年1月20日~~(土)~~以降

3. 他都県への出張入試は自粛する。行う場合は、必ず他都県の入試申し合わせ事項を厳守する。

また、他都県からの出張入試は自粛されたい。行う場合は本県の申し合わせを必ず厳守する。

4. 入学試験は自校施設にて実施することを基本とする。志願者数等の状況により自校施設での実施が難しい場合は、他の公共施設等で実施することを認める。

5 (金)

5. 帰国子女入試についてはそのおかれている状況に配慮し、原則として令和~~4~~年12月1日~~(木)~~以降としその対象者となる帰国子女の海外滞在期間等の条件は、各校の判断とする。

6. 推薦入学試験はその私立中学校を第一志望とする者に限り、併願推薦を行うことはできない。

[注]

令和6年2月27日開催「令和5年度第4回総会」において決定。

~~令和5年2月24日開催「令和4年度第4回総会」において決定。~~

私立学校に係る令和6年度当初予算(案)の状況について

1. 私立学校経常費補助（一般補助） 32,144 百万円

私学助成予算の大きな割合を占める経常費補助（一般補助）については、次のとおり引き続き生徒一人当たり県単補助単価を上乗せします。

- ① 高校（全日制）は、国標準単価に、県単で 29,500 円を上乗せ
- ② 幼稚園は、国標準単価に、県単で 16,100 円を上乗せ

2. 私立学校経常費補助（特別補助）

〔幼稚園等特別支援教育経費〕の拡充 617 百万円

特別支援教育の充実と障害のある幼児の就学機会の拡大を図るため、特別な支援が必要な幼児の受入れに必要な経費を助成します。

令和6年度は、判定要件の緩和を行うとともに、国の制度改正に対応し、1人
就園の場合の補助額の引き上げを行います。

〔判定要件の緩和〕

心理士の署名がある書類により、特別な配慮が必要と認められる幼児も
新たに対象

〔障害のある幼児が1人就園の場合の補助額〕

令和5年度：392 千円 → 令和6年度：784 千円

3. 私立学校経常費補助（特別補助）

〔専門学校職業実践専門課程運営費補助〕の創設 10 百万円

職業教育の充実を図るため、企業等と連携したカリキュラムを実施する「職業
実践専門課程」認定校の運営に要する経費に対し助成します。

〔補助額〕 1 学科あたり 20 万円（但し 1 校あたり 40 万円を上限）

4. 私立学校LED照明導入事業費補助の創設 110 百万円

私立小中学校・高等学校等において、高騰する電気料金負担の抑制や、二酸化
炭素排出量の一層の削減を進めるため、LED照明の導入経費に対し、県独自で
助成します。

〔補助率〕 2 / 3（補助上限額 10,000 千円）

私立学校に係る令和6年度当初予算（案）について

(単位：百万円)

区 分	R6年度 当初案①	R5年度 当初②	比 較 ①-②	積 算 単 価 等
1 私立学校経常費補助	33,829	34,082	▲ 253	
(1) 一般補助	32,144	32,619	▲ 475	
高等学校(全日制)	18,648	18,319	329	補助単価:387,648円/人(R5年度 383,527円/人) ※県単上乗せ額 29,500円/人(R5年度 29,500円/人)
高等学校(通信制)	29	18	11	補助単価:81,905円/人(R5年度 80,988円/人) ※国標準単価と同額
中等教育学校	41	25	16	[後期課程]補助単価:387,648円/人(高等学校(全日制)と同額) [前期課程]補助単価:350,057円/人(中学校と同額)
中学校	3,831	3,756	75	補助単価:350,057円/人(R5年度 346,101円/人) ※国標準単価と同額
小学校	1,277	1,263	14	補助単価:348,446円/人(R5年度 344,504円/人) ※国標準単価と同額
幼稚園	7,943	8,908	▲ 965	補助単価:215,444円/人(R5年度 213,120円/人) ※県単上乗せ額 16,100円/人(R5年度 16,100円/人)
専修学校	375	330	45	[高等課程]補助単価:193,824円/人(R5年度 191,764円/人) [専門課程]補助単価:15,000円/人(R5年度 15,000円/人)
(2) 授業目的公衆送信補償金制度	27	27	0	補償金に対する補助
(3) 特別補助	1,658	1,436	222	幼稚園等特別支援教育経費 617,000千円(R5年度 439,000千円) 【新規】専門学校職業実践専門課程運営費補助 10,000千円 等
2 修学支援関連事業	16,587	16,012	575	対象者数:約800人(R5年度約900人)、授業料減免:約1,600人(R5年度約2,000人)、 多子世帯、理工農系支援:約1,400人 補助上限:昼間部 入学金 160千円、授業料590千円 夜間部 入学金 140千円、授業料390千円 非課税世帯の生徒は補助率3/3、年収300万円未満程度は2/3、年収380万円未満程度は1/3、 年収600万円未満程度の多子世帯は1/4、工業専門課程、農業専門課程は人文・社会科学系との 授業料差額 対象者数38,434人(R5年度36,219人) ・年収590万円未満程度 補助上限額396,000円 ・年収590万円以上～910万円未満程度 補助上限額118,800円 授業料減免:対象者数12,039人(R5年度11,896人) ・年収640万円未満程度 全額減免 ・年収640～750万円未満程度 2/3減免 入学金軽減:対象者数1,730人(R5年度1,677人) ・年収350万円未満程度 補助限度額150,000円 対象者数3,870人(R5年度3,869人) ・世帯の年収等に応じて、年 52,600円～152,000円(全日制) 生活保護受給世帯 年 52,600円(R5年度 52,600円) 第1子高校生 年 142,600円(R5年度137,600円) 第2子以降高校生 年 152,000円(R5年度152,000円) ・通信制、専攻科 年 52,100円(R5年度 52,100円)
(1) 私立専門学校入学金・授業料減免事業補助	1,106	990	116	
(2) 私立高等学校等就学支援事業(全額国費)	9,700	9,000	700	
(3) 私立高等学校等授業料減免・入学金軽減事業補助	1,592	1,573	19	
(4) 私立高等学校等要学のための給付金事業	482	474	8	
(5) 私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業	11	25	▲ 14	対象者数約30人・補助上限額336,000円
(6) 子育てのための施設等利用給付費負担金	3,680	3,940	▲ 260	私学助成園 対象者数約38,000人(R5年度 約43,000人) ・上限25,700円/月(預かり保育を含めて37,000円まで無償)
(7) その他	16	10	6	私立高等学校等学び直し支援事業 15,936千円
3 その他の私学関係成事業	2,284	2,324	▲ 40	
(1) 私立学校耐震化緊急促進事業	500	500	0	耐震化に要する経費(耐震診断・耐震改修・改築)への補助
(2) 私立高等学校等ICT環境整備事業	112	160	▲ 48	国の助成に県独自で上乗せ一園1/2、県1/4(1人1台端末の整備:国2/3(8/12)、県1/12)
(3) 【新規】私立学校LED照明導入事業費補助	110	0	110	補助上限額1,000万円、補助率2/3(国の補助事業の採択があった場合は、国庫補助を含めて2/3)
(4) その他	1,562	1,664	▲ 102	私立幼稚園教育振興事業補助(学校法人以外の幼稚園への経常費補助)68百万円 等
合 計	52,700	52,418	282	

私立学校経常費補助（一般補助）

予算額 32,143,506千円 (R5 32,619,435千円)

1 事業の目的・概要

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営費に対し助成します。

2 事業内容

学校法人の教育に要する経常的経費に対し、生徒等1人当たりの国標準単価を基本として助成します。

県単独で上乗せする補助単価については、高等学校では29,500円、幼稚園では16,100円とし、経常費補助の拡充を図ります。



担当課・問い合わせ先
総務部学事課
043-223-2083

私立学校LED照明導入事業費補助【新規】

予算額 110,000千円

1 事業の目的・概要

私立小中学校・高等学校等において、高騰する電気料金負担の抑制や、二酸化炭素排出量の一層の削減を進めるため、LED照明の導入経費に対し、助成します。

2 事業内容

(1) 補助対象

LEDを整備する私立学校（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校）を設置している学校法人

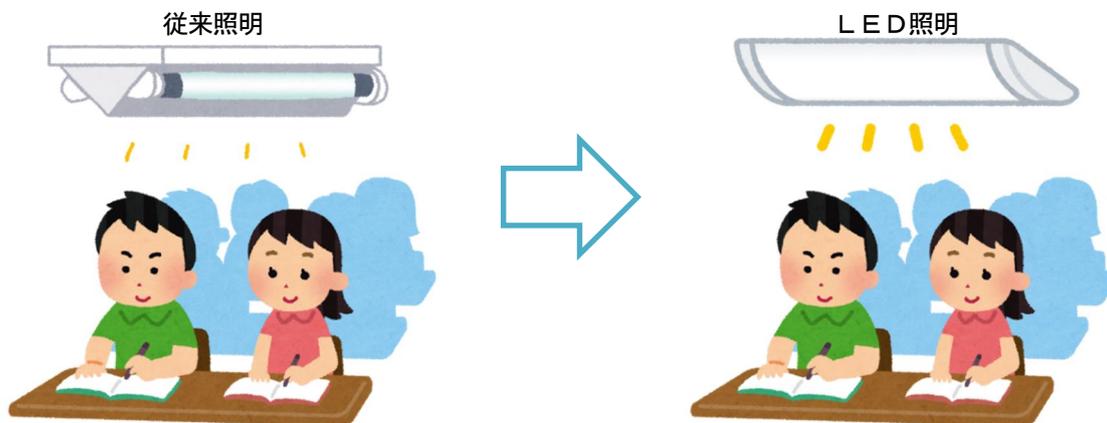
(2) 補助額

1校あたりの上限 1,000万円

(3) 補助率

補助対象経費 × 2/3

※ 国の補助事業の採択があった場合は、国庫補助を含めて2/3



担当課・問い合わせ先
総務部学事課
043-223-2083

4 子どもの可能性を広げる千葉の確立

(2) 教育施策の充実

○私立学校経常費補助（一般補助）（学事課） 32,143,506千円（R5 32,619,435千円）

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人の教育に要する経常的経費に対する助成について、国の標準単価を措置するとともに、さらに、高校では29,500円、幼稚園では16,100円を県単独で上乗せ補助するなど拡充を図ります。

○私立学校経常費補助（特別補助〔専門学校職業実践専門課程運営費補助〕）【新規】

（学事課） 10,000千円

私立専門学校における職業教育の充実を図るため、企業等と連携したカリキュラムを実施する「職業実践専門課程」認定校の運営に要する経費に対し、新たに助成します。

[補助基準額] 1学科あたり20万円（但し1校あたり40万円を上限）

○私立学校経常費補助（特別補助〔幼稚園等特別支援教育経費〕）（学事課）

617,000千円（R5 439,000千円）

私立幼稚園等における特別支援教育の充実と、障害のある幼児の就学機会の拡大を図るため、特別な支援が必要な幼児の受入れに必要な経費を助成します。

なお、令和6年度からは、判定要件の緩和を行うとともに、1人就園の場合の補助額の引上げを行います。

[補助基準額] 障害のある幼児1人以上就園：784千円/人

○私立学校LED照明導入事業費補助【新規】（学事課） 110,000千円

私立小中学校・高等学校等において、高騰する電気料金負担の抑制や、二酸化炭素排出量の一層の削減を進めるため、LED照明の導入経費に対し、県独自で新たに助成します。

[補助率] 2/3（補助上限額10,000千円）

○私立学校経常費補助（特別補助・幼稚園教員の人材確保支援事業）（学事課）

435,000千円（R5 435,000千円）

私立幼稚園の教職員等の処遇を改善するため、国の補助制度の改正に対応し、給与改善に要する経費に対し、引き続き助成します。

[補助対象経費] 学校法人が行う教員の給与改善に要する経費

[補助率・補助基準額]

①通常のベースアップ及び定期昇給の合計を超える分

・補助率：2/3（国 1/3、県 1/3）

②通常のベースアップ及び定期昇給の合計分

・補助基準額：1名につき月額2,000円

・補助率：10/10（県 10/10）

○私立高等学校等ICT環境整備事業（学事課）

112,000千円（R5 160,000千円）

私立高等学校等におけるICT教育環境の一層の充実を図るため、パソコンやタブレット端末、電子黒板等の整備に要する経費について、国の助成に県独自の上乗せを行います。

[補助率] 1/4（1人1台端末の整備に対する支援は1/12）

○私立高等学校等就学支援事業（学事課）

9,700,000千円（R5 9,000,000千円）

私立高校生等に対し、家庭の教育費負担の軽減を図るため、授業料の一部を助成します。

[対象者] 私立高校、専修学校（高等課程）等に通学する生徒

[支給額] 年収590万円未満程度の世帯 生徒1人あたり396,000円／年

年収590万円以上、910万円未満程度の世帯 生徒1人あたり118,800円／年

※年収は目安であり、家族構成により異なる

○私立高等学校等授業料減免・入学金軽減事業補助（学事課）

1,592,000千円（R5 1,573,000千円）

学校法人が保護者に対し、授業料や入学金の全部又は一部を免除した場合、その経費を助成します。

[補助制度の概要]

1. 授業料減免

[補助対象] 全額減免：生活保護を受けている者、年収640万円未満程度の者

2/3減免：年収640万円～750万円未満程度の者など

※年収は目安であり、家族構成により異なる

2. 入学金軽減

[補助対象] 生活保護を受けている者、年収350万円未満程度の者

※年収は目安であり、家族構成により異なる

[補助額] 学校法人が入学金を軽減した額（限度額：15万円）

○私立高等学校等奨学のための給付金事業（学事課） 482,000千円（R5 474,000千円）

低所得者層の教育費負担の軽減を図るため、私立高等学校等の生徒に対し、奨学のための給付金を支給します。

[対象者] 私立高等学校等の生徒がいる保護者等

（道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯）

[支給額]

私立高校等に在学する者で、1人につき以下の額

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ・生活保護受給世帯 | 年 52,600円 |
| ・第1子の高校生等（全日制・定時制）がいる非課税世帯 | 年142,600円 |
| ・第2子以降の高校生等（全日制・定時制）がいる非課税世帯 | 年152,000円 |
| ・高校生等（通信制）がいる非課税世帯 | 年 52,100円 |

[負担割合] 国1/3、県2/3

○私立専門学校入学金・授業料減免事業補助（学事課）1,106,000千円（R5 990,000千円）

「高等教育の修学支援新制度」に対応し、県内の私立専門学校が授業料・入学金の減免を行う場合に、県がその経費を助成します。

[補助対象・上限額]

県内の私立専門学校に在学する者で、1人につき以下の額

①非課税世帯及びそれに準ずる世帯への支援

所得基準	補助率	補助上限額			
		昼間部		夜間部	
		入学金	授業料	入学金	授業料
年収270万円未満程度	3/3	160千円	590千円	140千円	390千円
年収270万円以上、年収300万円未満程度	2/3	107千円	393千円	93千円	260千円
年収300万円以上、年収380万円未満程度	1/3	53千円	197千円	47千円	130千円

②中間層への支援（年収600万円未満程度まで）

- ・多子世帯：補助率 1/4（上限147.5千円）
- ・工業専門課程、農業専門課程：人文・社会科学系との授業料差額

※①②いずれも所得基準は家族構成により異なる。

[負担割合] 国1/2、県1/2

○私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業（学事課） 11,000千円（R5 25,000千円）

私立小中学校に通う児童生徒の継続的な学びを支援するため、県内私立小中学校が入学後に家計が急変した世帯に対し授業料の減免を行う場合に、県がその経費を助成します。

[対象者] 入学後に保護者の失職等により家計が急変し、家計急変後の年収が400万円未満相当となり、かつ保護者の資産保有額が700万円未満の世帯

[補助額] 児童1人当たりの年間授業料全額か33万6千円のいずれか低い方

○学校におけるいじめ対策・不登校児童生徒支援の推進【一部新規】

1,418,250千円（R5 1,264,462千円）

いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・解決のため、スクールカウンセラーを増員するなど、児童生徒が学校生活を安心して送れる環境づくりを進めます。

[事業内容]

3 学校におけるいじめ対応力強化等【一部新規】（児童生徒安全課、学事課）

15,721千円（R5 11,663千円）

- ・いじめ重大事態対策強化事業【新規】 6,587千円

県立学校の重大事態に関して、より迅速かつ適切に対応できるよう、知見を持つ専門人材を新たに配置します。

- ・生徒指導アドバイザーの配置 6,673千円

- ・いじめ防止対策推進条例に基づく調査会等 2,461千円

7 暮らしを豊かにするデジタル技術の効果的な活用

○私立高等学校等 I C T環境整備事業（学事課）

112,000千円（R5 160,000千円）

部別主要事項

総務部

○は新規事業 △印は廃止事業

(単位 千円)

事業名	予算額	前年度	摘要
《学事課》			
私学関係助成事業	33,801,506	34,055,435	
私立学校経常費補助	32,143,506	32,619,435	高等学校
【一般補助】			(全日制) 18,648,344
			(通信制) 28,561
			中等教育学校 41,295
			中学校 3,831,052
			小学校 1,276,956
			幼稚園 7,942,658
			専修学校 374,640
【特別補助】	1,658,000	1,436,000	高等学校等教育改革推進経費 130,000
			幼稚園「親と子の育ちの場」推進経費 466,000
			幼稚園特別支援教育経費 617,000
			幼稚園教員の人材確保支援事業 435,000
			○専門学校職業実践専門課程運営費補助 10,000
子育てのための施設等利用給付費県費負担金	3,680,000	3,940,000	
私立幼稚園教育振興事業補助	67,500	66,500	
私立幼稚園特別支援教育振興事業補助	6,660	5,880	
私立高等学校等 I C T 環境整備事業	112,000	160,000	
私立高等学校等就学支援事業	9,700,000	9,000,000	
私立高等学校等授業料減免・入学金軽減事業補助	1,592,000	1,573,000	
私立高等学校等奨学のための給付金事業	482,000	474,000	
私立高等学校等学び直し支援事業	15,936	10,300	
私立専門学校入学金・授業料減免事業補助	1,106,000	990,000	
私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業	11,000	25,000	
幼児教育の質の向上のための環境整備事業	43,700	143,000	
幼児教育の質の向上のための I C T 化支援事業	85,000	131,900	
私立学校耐震化緊急促進事業	500,000	500,000	
○私立学校 L E D 照明導入事業費補助	110,000		
日本私立学校振興・共済事業団補助	477,000	457,000	
私学教育振興財団退職資金事業補助	864,000	844,000	

令和6年度私立高等学校等に対する経常費補助の計画等

【総額】

(単位:億円)

区分	令和5年度		令和6年度[案]		備考
		対前年度比		対前年度比	
国庫補助金					
計	1,020.15	0.14[0.01] 増減額(率)	1,021.84	1.69[0.2] 増減額(率)	
地方交付税	-		-		
計	-		-		
計	-		-		

【生徒等1人当たり単価】

(単位:円)

区分	令和5年度		令和6年度[案]		備考	
		対前年度比		対前年度比		
全日制・ 定時制 高等学校	国庫補助金	57,927	517[0.9%]	58,448	521[0.9%]	
	地方交付税	296,100	3,600[1.2%]	299,700	3,600[1.2%]	
		12,800	0[0%]	12,800	0[0%]	私立高等学校授業料等支援分
	計[国の標準単価]	354,027	4,117[1.1%]	358,148	4,121[1.2%]	私立高等学校授業料等支援分を除く
	千葉県単独 上乗せ額	29,500	2,000[7.2%]	29,500	0[0%]	
千葉県額	383,527	6,117[1.6%]	387,648	4,121[1.0%]		
中学校	国庫補助金	50,701	452[0.9%]	51,157	456[0.9%]	
	地方交付税	295,400	3,500[1.2%]	298,900	3,500[1.2%]	
		3,000	3,000[皆増]	1,900	▲1,100[▲36.7%]	小中学校家計急変世帯支援分
	計[国の標準単価]	346,101	3,952[1.2%]	350,057	3,956[1.1%]	小中学校家計急変世帯支援分を除く
	千葉県単独 上乗せ額	0	0[0%]	0	0[0%]	
千葉県額	346,101	3,952[1.2%]	350,057	3,956[1.1%]		
小学校	国庫補助金	49,104	438[0.9%]	49,546	442[0.9%]	
	地方交付税	295,400	3,500[1.2%]	298,900	3,500[1.2%]	
		3,000	3,000[皆増]	1,900	▲1,100[▲36.7%]	小中学校家計急変世帯支援分
	計[国の標準単価]	344,504	3,938[1.2%]	348,446	3,942[1.1%]	小中学校家計急変世帯支援分を除く
	千葉県単独 上乗せ額	0	0[0%]	0	0[0%]	
千葉県額	344,504	3,938[1.2%]	348,446	3,942[1.1%]		

区分		令和5年度		令和6年度[案]		備考
			対前年度比		対前年度比	
幼稚園	国庫補助金	24,920	222[0.9%]	25,144	224[0.9%]	
	地方交付税	172,100	2,000[1.2%]	174,200	2,100[1.2%]	
	計[国の標準単価]	197,020	2,222[1.1%]	199,344	2,324[1.2%]	
	千葉県単独 上乗せ額	16,100	2,000[4.2%]	16,100	0[0%]	
	千葉県額	213,120	4,222[2.0%]	215,444	2,324[1.0%]	
〔広域以外の通信制〕高等学校	国庫補助金	17,498	156[0.9%]	17,655	157[0.9%]	
	地方交付税	63,490	750[1.2%]	64,250	760[1.2%]	
	計[国の標準単価]	80,988	906[1.1%]	81,905	917[1.1%]	
	千葉県単独 上乗せ額	0	0[0.0%]	0	0[0.0%]	
	千葉県額	80,988	906[1.1%]	81,905	917[1.1%]	

専修学校〔高等課程〕	国庫補助金	0	0[0%]	0	0[0%]	
	地方交付税	0	0[0%]	0	0[0%]	
	計[国の標準単価]	0	0[0%]	0	0[0%]	
	千葉県単独 上乗せ額	191,764	3059[1.6%]	193,824	2,060[1.0%]	
	千葉県額	191,764	3,059[1.6%]	193,824	2,060[1.0%]	
専修学校〔専門課程〕	国庫補助金	0	0[0%]	0	0[0%]	
	地方交付税	0	0[0%]	0	0[0%]	
	計[国の標準単価]	0	0[0%]	0	0[0%]	
	千葉県単独 上乗せ額	15,000	0[0%]	15,000	0[0%]	
	千葉県額	15,000	0[0%]	15,000	0[0%]	

240201

私立高等学校等に対する国庫補助金・地方交付税単価の推移〔令和元～6年度〕

(単位:円)

区分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度(案)		
	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比	対前年度比		
高等学校 〔全定〕	国庫補助金	55,611	605 [1.1%]	56,223	612 [1.1%]	56,729	506 [0.9%]	57,410	681 [1.2%]	57,927	517 [0.9%]	58,448	521 [0.9%]
	地方交付税	280,700	3,900 [1.4%]	284,700	4,000 [1.4%]	288,100	3,400 [1.2%]	292,500	4,400 [1.5%]	296,100	3,600 [1.2%]	299,700	3,600 [1.2%]
	計	12,800	0 [0%]	12,800	0 [0%]	12,800	0 [0%]	12,800	0 [0%]	12,800	0 [0%]	12,800	0 [0%]
中学校	国庫補助金	336,311	4,505 [1.4%]	340,923	4,612 [1.4%]	344,829	3,906 [1.1%]	349,910	5,081 [1.5%]	354,027	4,117 [1.2%]	358,148	4,121 [1.2%]
	地方交付税	48,675	530 [1.1%]	49,210	535 [1.1%]	49,653	443 [0.9%]	50,249	596 [1.2%]	50,701	452 [0.9%]	51,157	456 [0.9%]
	計	280,100	3,900 [1.4%]	284,100	4,000 [1.4%]	287,500	3,400 [1.2%]	291,900	4,400 [1.5%]	295,400	3,500 [1.2%]	298,900	3,500 [1.2%]
小学校	国庫補助金	-	-	-	-	-	-	3,000	3,000 [皆増]	3,000	0 [0%]	1,900	▲1,100 [▲36.7%]
	地方交付税	328,775	4,430 [1.4%]	333,310	4,535 [1.4%]	337,153	3,843 [1.2%]	342,149	4,996 [1.5%]	346,101	3,952 [1.2%]	350,057	3,956 [1.1%]
	計	47,141	513 [1.1%]	47,660	519 [1.1%]	48,089	429 [0.9%]	48,666	577 [1.2%]	49,104	438 [0.9%]	49,546	442 [0.9%]
幼稚園	国庫補助金	280,100	3,900 [1.4%]	284,100	4,000 [1.4%]	287,500	3,400 [1.2%]	291,900	4,400 [1.5%]	295,400	3,500 [1.2%]	298,900	3,500 [1.2%]
	地方交付税	-	-	-	-	-	-	3,000	3,000 [皆増]	3,000	0 [0%]	1,900	▲1,100 [▲36.7%]
	計	327,241	4,413 [1.4%]	331,760	4,519 [1.4%]	335,589	3,829 [1.2%]	340,566	4,977 [1.5%]	344,504	3,938 [1.2%]	348,446	3,942 [1.1%]
制(公)以外 の高等学校 校債	国庫補助金	23,949	261 [1.1%]	24,212	263 [1.1%]	24,478	266 [1.1%]	24,698	220 [0.9%]	24,920	222 [0.9%]	25,144	224 [0.9%]
	地方交付税	163,500	2,300 [1.4%]	165,800	2,300 [1.4%]	168,100	2,300 [1.4%]	170,100	2,000 [1.2%]	172,100	2,000 [1.2%]	174,200	2,100 [1.2%]
	計	187,449	2,561 [1.4%]	190,012	2,563 [1.4%]	192,578	2,566 [1.4%]	194,798	2,220 [1.2%]	197,020	2,222 [1.1%]	199,344	2,324 [1.2%]
制(公)以外 の高等学校 校債	国庫補助金	17,000	6,906 [68.4%]	17,187	187 [1.1%]	17,342	155 [0.9%]	17,342	0 [0.0%]	17,498	156 [0.9%]	17,655	157 [0.9%]
	地方交付税	61,140	840 [1.4%]	62,000	860 [1.4%]	62,740	740 [1.2%]	62,740	0 [0.0%]	63,490	750 [1.2%]	64,250	760 [1.2%]
	計	78,140	7,746 [11.0%]	79,187	1,047 [1.3%]	80,082	895 [1.1%]	80,082	0 [0.0%]	80,988	906 [1.1%]	81,905	917 [1.1%]

* 1. 国庫補助金単価は一般補助分(加算分を含まない額)である。2. 「地方交付税」下段は、私立高等学校生徒授業料等支援助分(高等学校(全・定)、私立小中学校家計急変世帯支援助分(小学校・中学校)で
あり計には含まない。3. このほかに授業目的公衆送信補償金補助分、幼稚園関係補助分について地方交付税措置。

令和6年度私学関係政府予算（案）について

私立高等学校等経常費助成費等補助の概要

令和6年度予算額（案） 1,022億円
（前年度予算額） 1,020億円



文部科学省

背景説明

私立高等学校等は、建学の精神に基づき多様な人材育成や特色ある教育を行うことにより、我が国の学校教育の発展に大きく貢献している。私立高等学校等が我が国の初等中等教育に果たしている役割の重要性に鑑み、都道府県による経常的経費への助成を支援する必要がある。

目的・目標

私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図ることにより、私立高等学校等の健全な発展に資するとともに、安心して私立高等学校等で学ぶことのできる環境を持続的に支援する。



事業内容

○私立高等学校等の教育条件の維持向上や学校経営の健全性の向上等を図るとともに、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

私立高等学校等経常費助成費補助

● 一般補助 852億円 (851億円)

都道府県が、私立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の経常的経費について助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

● 特別補助 138億円 (137億円)

<高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等の園児児童生徒1人当りの単価を増額>

1 教育改革推進特別経費 <55億円>

都道府県が、私立学校の特色ある取組等に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

①教育の質の向上を図る学校支援経費（次世代を担う人材育成の促進、教育相談体制の整備、安全確保の推進、ICT教育環境の整備、教員業務支援員の配置等） <17億円>

②子育て支援推進経費（預かり保育推進事業、幼稚園の子育て支援活動の推進） <37億円>

幼稚園等特別支援教育経費 <75億円>

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が1人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

授業料減免事業等支援特別経費 <7億円>

私立の小中学校等が、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒に対し授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

過疎高等学校特別経費 <1.6億円>

都道府県が、過疎地域に所在する私立高等学校の経常的経費に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

私立高等学校等経常費補助

● 特定教育方法支援事業 32億円 (32億円)

特別支援学校等に対して、国がその教育の推進に必要な経費の一部を補助。

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む。

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

※（ ）は前年度予算額

私立高等学校等経常費助成費等補助 生徒等 1 人当たり単価

令和 6 年度予算案における生徒等 1 人当たり単価

背景説明

近年、学校で対応する課題は多様化・複雑化しており、私立高等学校等の所轄庁である都道府県の補助における生徒等 1 人当たり単価の実績は年々増加傾向にある。



令和 6 年度予算案での対応

私立学校における教育内容の高度化等に必要経費を勘案し、生徒等 1 人当たりの国庫補助単価を増額。

厳しい財政事情ではあるが、国も私学助成の充実に努めていく中で、所轄庁である都道府県においても、生徒等 1 人当たり単価の増額や私立高等学校等の特色ある取組への支援の拡充など、私学助成の充実に図ることが期待される。

区分		生徒等 1 人当たり単価 (円) ※括弧書きは前年度単価	
高等学校	全日制・定時制課程	58,448 (57,927)	
	広域以外の通信制課程	17,655 (17,498)	
中等教育学校	後期課程	58,448 (57,927)	
	前期課程	51,157 (50,701)	
中学校	中学校	51,157 (50,701)	
	義務教育学校	後期課程	51,157 (50,701)
		前期課程	49,546 (49,104)
小学校	小学校	49,546 (49,104)	
幼稚園	幼稚園	25,144 (24,920)	
	特別支援学校	1,590,588 (1,576,400)	
特別支援学校	高等部	1,577,294 (1,563,224)	
	高等部以外	584,988 (579,770)	
広域通信制高等学校	広域通信制高等学校	29,550 (29,550)	

※このほか、加算分については別途所要額を要求。

事業内容

都道府県が、教育の質の向上に取り組む学校に助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

<取り組みメニュー>

- ① **次世代を担う人材育成の促進（45万円、35万円）【拡充】**
グローバル人材育成のための英語教育の強化、数理・データサイエンス・AI教育等の推進、国際交流の推進、外国人の入学生の受入【新規】等
（外部講師の活用等により、教育の質の充実に資する取組が対象）
- ② **ICT教育環境の整備推進（45万円、130万円）【拡充】**
情報通信技術活用支援員の配置、ICT機器の管理委託（リース含む）等
- ③ **教育相談体制の整備（30万円）**
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援 等
- ④ **職業・ボランティア・文化・健康・食等の教育の推進（13万円）**
職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験、地域社会や産業界等と連携・協同した取組、
栄養教諭の活用など食に関する指導の充実 等
- ⑤ **安全確保の推進（30万円）**
スクールバスにおける警備員（ガードマン）等の配置、登下校時における交通安全指導員等の人員配置、
児童生徒等への講習会（防犯、防災、交通安全）の実施、地域住民や関連機関等との合同防犯訓練の実施 等
- ⑥ **特別支援教育に係る活動の充実（40万円）**
教員の専門性向上のための研修や講師派遣、個別の支援計画の策定等をはじめとする児童生徒の学習・生活・進学・就職等をサポートする
支援体制の構築（特別支援教育支援員やコーディネーターの配置など） 等
- ⑦ **外部人材活用等の推進（45万円）**
教員の負担軽減を図るため学習指導員、部活動指導員等の専門スタッフや外部人材等の活用 等
（教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、外部人材の配置促進を図る取組が対象）
- ⑧ **教員業務支援員の推進（30万円）【新規】**
教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備のための教員業務支援員の配置 等

※①から⑧毎に都道府県補助金の対象となった学校数に、単価を乗じた額を補助。ただし、都道府県補助額の1/2を上限とする。

※補助対象となる学校種について、②は幼稚園、幼保連携型認定こども園は除く。⑥は幼稚園、幼保連携型認定こども園、特別支援学校及び特別支援学級を置く学校は除く。⑧は①～⑦に該当する取組は除く。

※新規事業を除き、補助要件は前年度と同様の予定。

私立学校に通う児童生徒への授業料減免支援

令和6年度予算額（案）
7億円
（前年度予算額）
10億円



文部科学省

背景説明

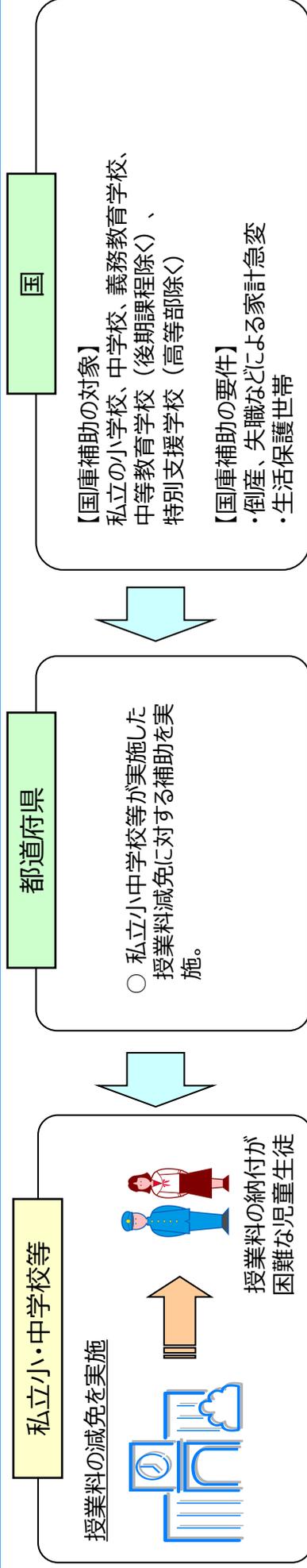
私立学校入学後、家計急変等の経済的理由から授業料の納付が困難となった児童生徒が安心して学びを継続できるよう、経済的支援を行う必要がある。

目的・目標

私立小中学校等が授業料等の納付が困難となった児童生徒に対して、授業料減免措置を行い、都道府県がその減免額に対して助成する場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助することにより、児童生徒の学びの継続を支援。

事業内容

事業スキーム



令和6年度

◆私立小中学校等における家計急変世帯への支援

- 家計急変が発生した年度の授業料減免に加え、その後も低所得の場合は卒業まで※支援を継続。
※小学校段階の最長6年間又は中学校段階の最長3年間
- 対象者：家計急変後の年収が400万円未満相当 + 資産保有額700万円未満
※家計急変年度は都道府県の定める要件を満たす世帯
- 支援額：年額33.6万円（上限） ※家計急変年度は都道府県の定める額
なお、上記支援額の費用負担は国1/2、都道府県1/2（学校負担なし）

▶入学後に家計急変した児童生徒の継続的な学びを支援

◆授業料減免事業

- 対象者（左記の支援を除く）：
 - ①生活保護世帯の児童生徒（高等学校段階の生徒は除く）
 - ②東日本大震災を起因する事情により授業料の納付が困難となった義務教育段階の児童生徒（令和2年度までに当該学校に入学した児童生徒に限る）
 - 支援額：
 - 学校法人に交付された都道府県補助金の1/2以内
- ※高校生等の家計急変世帯への支援については、令和5年度より、「高等学校等就学支援金」において支援できるよう制度改正。

私立学校施設・設備の整備の推進の概要

背景説明

今後発生が懸念されている南海トラフ地震等の大規模地震や今般の熱中症による事故等に対応するため、児童生徒等が1日の大半を過ごす私立学校の施設・設備の環境整備について、早急に取り組む必要がある。

目的・目標

児童生徒等の学習の場であり、災害時には地域住民の避難場所となる私立学校施設の耐震化の早期完了や熱中症対策などにより安全・安心な生活空間を確保する。また、私立学校の教育研究基盤を整備することにより、新しい学校教育の着実な実践を推進するとともに、日本の成長の鍵を握る人材育成機能を充実・強化し、地域の経済活動の活性化を誘発する。

令和6年度予算額（案） 93億円
（前年度予算額） 90億円
〔令和5年度補正予算額 109億円〕



文部科学省

1. 耐震化等の促進 40億円の内数

○私立学校施設の耐震化完了に向けた校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業や、非構造部材の落下防止対策等の防災機能強化を重点的に支援、耐震診断費のみに係る補助については令和7年度まで延長

<補助率：高校等1/3以内等>

- ・ 耐震改築（建替え）事業 20億円の内数
- ・ 耐震補強事業 13億円の内数
- ・ その他耐震対策事業 7億円の内数

※このほか日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施

2. 私立学校施設環境改善整備 10億円の内数

○熱中症対策として教室や体育館等へのエアコン設置やバリアフリー対策等、安全・安心な生活空間の確保に必要な基盤的設備等の整備を支援 <補助率：高校等1/3以内等>

- ・ 熱中症対策としてエアコン設置、バリアフリー化、アスベスト対策及び防犯対策による安全・安心な生活空間の確保のための整備を支援
- ・ 教育研究の質の向上に資する施設の高機能化（校内LANの整備など）や工口改修（LED照明）などの整備を支援



3. 私立高等学校等ICT教育設備 21億円

○個別最適な学びを目指し、私立高等学校等におけるICT環境の整備を支援 <補助率：端末整備2/3以内、ICT教育設備整備1/2以内>

〔国土強靱化年次計画2022〕（令和4年6月21日国土強靱化推進本部決定）

構造体の耐震化、非構造部材の耐震対策等について、令和10年度までに完了。公立に比べ耐震化（特に非構造部材の耐震対策）が遅れており、耐震化の早期完了は喫緊の課題。

【現状】

- ・ 構造体の耐震化率 : 93.3% (公立小中：99.7%)
- ・ 屋内運動場の吊り天井等の落下防止対策実施率 : 81.3% (公立小中：99.5%)
- ・ 吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 : 39.9% (公立小中：66.1%)

私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業

令和6年度予算額（案）
（前年度予算額）

21億円
14億円



背景説明

「令和の日本型学校教育」を構築し、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、学校教育の基盤的なツールとしてICT教育設備が必要不可欠。



目的・目標

各私立学校の特徴を生かしつつ、ICT教育を実施していくために必要な機器等の整備に必要な経費の一部を補助し、私立学校におけるICT教育環境の充実を図る。

事業内容

私立の高等学校等におけるICT教育設備の購入費の一部について国が補助を行う。

事業の概要

1人1台端末の整備に対する支援

●対象学校種

学校法人が設置する高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）

●補助対象設備

1人1台端末の学習者用コンピュータ（購入及びび更新）

●補助率等

補助率：2 / 3 以内
補助対象経費の限度額：100万円以上
（単価55,000円／台）



ICT教育設備の整備に対する支援

●対象学校種

学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校

●補助対象設備

コンピュータ、ソフトウェア（DVD、ライセンス等）、周辺機器（プリンタ等）視聴覚関連機器（デジタルカメラ、電子黒板等）、附帯工事費 など

●補助率等

補助率：1 / 2 以内
補助対象経費の限度額：500万円以上
4,000万円以下



（予算の推移）

（単位：億円）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （予算案）
予算額	23.6	10.0	12.5	13.0	13.5	20.6

※私立小・中学校（義務教育段階）等の1人1台端末の整備に対する支援は、令和5年度補正予算で措置。

高校生等への修学支援



令和6年度予算額 (案) 4,244億円
(前年度予算額) 4,283億円

文科科学省

背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。

目的・目標

- 高等学校等就学支援金の支給や、都道府県が行う事業に対して国が補助することにより、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

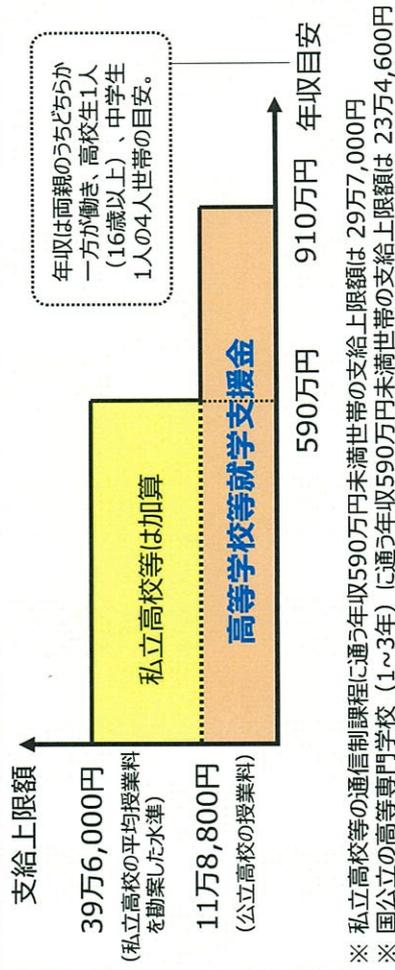
高等学校等就学支援金等

408,963百万円 (412,856百万円)

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度から高等学校等就学支援金制度において、家計が急変した世帯への支援を実施

＜対象学校種＞

高等学校、中等教育学校（後課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等・一般課程）、各種学校（国家資格者養成課程、告示指定を受けた外国人学校）、海上技術学校



高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等奨学給付金を除く）

※都道府県事業等に対する補助

709百万円 (715百万円)

- ◆ 高校等で学び直す者に対する修学支援（補助率10/10）
- ◆ 高校等専攻科の生徒への修学支援（補助率1/2）

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

14,742百万円 (14,761百万円)

- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯（家計急変世帯を含む）の授業料以外の教育費負担を軽減するため、都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に対して、国がその経費の一部を補助（補助率1/3）

◆令和6年度予算案

- ・非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額

＜対象学校種＞

高等学校等就学支援金の対象学校種（特別支援学校を除く）及び高校専攻科

【令和6年度予算案 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	117,100円 ↓ (+5,000円) 122,100円	137,600円 ↓ (+5,000円) 142,600円
非課税世帯 全日制等（第2子以降 [※] ）	143,700円	152,000円
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円	52,100円

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

(担当：初等中等教育局修学支援・教材課)

一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

(目的)

第3条 本協会は、私立学校の教育及び経営に関する調査研究並びに会員相互の研修を行ない又育英に関する事業その他私立学校の自主性と公共性を高めるための事業を行うことによって学術、文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 学校教育に関する調査研究
- (2) 学校経営に関する調査研究
- (3) 私立学校教職員の福利厚生に関する事業
- (4) 私立学校生徒の育英に関する事業
- (5) 私立学校に関する情報を広く県民に提供する事業
- (6) 私立学校教職員を対象とする研究会、講習会等の開催
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(会員)

第6条 本協会は、学校教育法に基づき設立された千葉県下の私立高等学校・中学校・中等教育学校のうち本協会の目的に賛同し、入会したのもをもって組織する。

2 本協会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

3 会員は、総会においてその会員のために議決権を行使する者（以下「会員代表者」という。）をあらかじめ定め、本協会に届け出るものとする。会員代表者に変更ある場合も同様とする。

(経費等の負担)

第7条 会員は、本協会の目的を達成するため、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(退会)

第8条 会員は、この法人を退会しようとするときは、別に定める退会願を提出し、任意にいつでも退会することができる。ただし、事業年度の途中において退会したときも、この法人の当該年度における費用を負担しなければならない。

2 会員が退会したときは、この法人に対する一切の権利を失うものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 法令又は当法人の定款、規則等に対する重大な違反があった場合。
- (2) 本協会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があった場合。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 総会員の同意があったとき
- (2) 当該会員が解散したとき
- (3) 第6条に定める資格を喪失したとき

(会員名簿)

第11条 本協会は、会員の名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1)定款の変更

(2)理事及び監事の選任又は解任

(3)会員の除名

(4)事業計画及び収支予算の承認

(5)貸借対照表並びに正味財産増減計算書の承認

(6)借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な財産の処分

(7)収支予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄

(8)解散及び残余財産の処分

(9)役員報酬の額

(10)その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年1回会計年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会の招集に当たり、会長は、総会の2週間前までに、会員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(決議の方法)

第16条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第17条 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

(書面による議決権の行使)

第18条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法人法施行規則第8条で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行う。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障のあるときは、当該総会において議長を選出する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員を設置等)

第21条 本協会に、次の役員を置く。

理事 10名以上16名以内

監事 1名以上 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、7名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって、法人上の代表理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務権限)

第23条 会長は、本協会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は会長の職務を補佐する。

3 理事は、理事会を組織し会務の執行を決定する。

4 会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会

に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、辞任又は任期の満了後において、第21条に定める定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員損害賠償責任の免除)

第27条 本協会は、法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が職務を行うにつき善意で重大な過失がない場合における損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(顧問)

第28条 本協会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、かつてこの法人の役員であつて、この法人の発展に顕著な功績のあったもののうちから、理事会の推薦により総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について理事会の諮問に応じる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本協会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故若しくは支障のあるときは、当該理事会で議長を選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

ただし、会長の変更を伴う理事会の議事録は出席した理事全員の署名押印をするものとする。

(理事会規程)

第36条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める規程による。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て会員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が貸借対照表及び正味財産増減計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時総会に提出し、事業報告の内容を報告し、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第40条 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第9章 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は会長・大羽克弘とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年5月30日から施行する。

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会 役員選任細則

第1条〔総則〕

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会定款に基づく役員選任の実施は、定款第21条、第22条、第25条及び第28条に定めるもののほか、この細則によって行う。

第2条〔理事・監事の選任〕

定款第22条による新理事・監事候補者は次の基準により選出される。定員は付表のとおりとする。

- (1) 各地区は新理事(うち1名を新副会長候補者とする)・新監事候補者を推薦する。
- (2) 監事は理事を兼ねることができない。
- (3) 現会長は地区から推薦された新理事・新監事候補者を速やかに総会に報告し承認を得、現理事・現監事を解任する。

第3条〔会長の推薦〕

- (1) 新会長の選任にあたっては、会長推薦委員会(以下、委員会)を設ける。
- (2) 各地区は各1名を委員会委員として選出する。
- (3) 総会を暫時休憩し、別室にて委員会を開催し会長候補者を選出する。
- (4) 委員会委員長は委員の互選をもって定める。

第4条〔会長・副会長の選任〕

- (1) 新理事会は委員会委員長の報告を受けて、新会長及び新副会長を決議し選定する。
- (2) 総会を再開し、理事会の決議を新会長が報告し承認を得る。
- (3) 会長に選出された者が理事でないときは、これを理事とする。
- (4) 会長の任期は1期2年とし、原則として3期までとする。
- (5) 副会長は地区から推薦された新副会長候補者をもって充てる。
- (6) 新会長は会務遂行上必要と認めた場合には付表による会長指名役員(副会長・理事・監事)を次の基準により指名することができる。
 - ① 会長指名役員についてはあらかじめ本人の承諾を得て推薦する。
 - ② その場で指名できない場合は、理事会において報告のうえ次に開催される総会において追認手続きを行う。
- (7) 会長は理事会に諮り監事候補者に学識経験者を推薦することができる。

第5条〔顧問〕

顧問の任期は、役員退任後2年とし再委嘱を妨げない。ただし、顧問の任期の末日は当該顧問を委嘱する会長の任期満了日とする。

第6条〔改廃〕

この細則の改廃は理事会の議決を要するものとする。

附 則

この細則は、平成27年5月28日から施行する。

付表

地 区 名	推薦理事候補者 (うち1名を副会長候補者)	推薦監事候補者	会長推薦委員会委員
千 葉 ・ 市 原	2		1
山 武 ・ 君 津 ・ 安 房	2		1
船 橋 ・ 習 志 野 ・ 八 千 代	2		1
市 川 ・ 浦 安	2	1	1
東 葛 ・ 松 戸	2	1	1
印 旛 ・ 香 取 ・ 海 匝	2		1
	会長指名理事 (うち1名以内を副会長)	会長指名監事	/
会 長 指 名 役 員	2名以上4名以内	1名以内	
定 款	10名以上16名以内 (副会長は7名以内)	1名以上3名以内	

一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会 役員名簿

令和5・6年度役員

役職名	選出地区	氏名	学 校 名	職 名
会 長 (理事)		佐久間 勝彦	千葉経済大学附属高等学校	理事長・校長
副 会 長 (理事)	A地区	石井 航太郎	桜 林 高 等 学 校	理事長・校長
	B地区	高橋 邦夫	千 葉 学 芸 高 等 学 校	理事長・校長
	C地区			
	D地区	青木 貞雄	日出学園（日出学園中学校・高等学校）	理 事 長
	E地区	川並 芳純	光英 VERITAS 中学校・高等学校	校 長
	F地区	西村 清	千葉黎明学園（千葉黎明高等学校）	理 事 長
	会長指名	福中 儀明	千葉明德学園（千葉明德中学校・高等学校）	理 事 長
理 事 事	A地区	植草 和典	植草学園大学附属高等学校	理事長・校長
	B地区	森 章	拓殖大学紅陵高等学校	校 長
	C地区	大羽 聡	千葉英和高等学校	理事長・校長
	D地区	宮崎 康	和洋国府台女子中学校・高等学校	校 長
	E地区	五味 光	専修大学松戸中学校・高等学校	校 長
	F地区	鈴木 隆英	成田高等学校・同付属中学校	校 長
	会長指名	讃岐谷 真一	船橋学園（東葉高等学校）	理 事 長
	会長指名	真板 竜太郎	木更津総合高等学校	理事長・校長
監 事	D地区	鎌形 勝敏	東京学館浦安高等学校（鎌形学園）	学 園 長
	E地区	氷海 正行	日本体育大学柏高等学校	校 長
	会長指名	森島 庸吉	学識経験者（公認会計士）	監 事
顧 問	会長指名	古賀 正一	市川学園（市川中学校・高等学校）	理 事 長
	会長指名	大羽 克弘	聖書学園（千葉英和高等学校）	名誉学園長
事務局長		堤 紳一		

令和6年2月27日(火)現在：一部欠員

地区別学校名簿並びに代表者登録名簿

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会

	【A地区】千葉・市原		【B地区】山武・君津・安房		【C地区】船橋・習志野・八千代		【D地区】市川・浦安		【E地区】東葛・松戸		【F地区】印旛・香取・海浜	
1	千葉経済大学附属高校	佐久間勝彦 会長	千葉学芸高校	高橋邦夫 副会長	東葉高校	讀岐谷真一 理事 (会長指名)	昭和学院中・高校	大井俊博	麗澤中・高校	櫻井 讓	成田中・高校	田中康之 理事
2	千葉明德中・高校	福中儀明 副会長 (会長指名)	横芝敬愛高校	白鳥秀幸	日本大学習志野高校	倉又勇一	市川中・高校	古賀正一	日本体育大学柏高校	永海正行 監事	千葉敬愛高校	酒匂一揮
3	敬愛学園高校	奥山慎一	茂原北陵高校	永野 卓	千葉日本大学第一中・高校	村中隆宏	和洋国府台女子中・高校	宮崎 康	芝浦工業大学柏中・高校	中根正義	愛国学園大学附属四街道高校	北林栄峰
4	植草学園大学附属高校	植草和典 理事	千葉県安房西高校	熊澤洋介	東京学館船橋高校	本田俊晴	日出学園中・高校	(高)堀越克茂 (中)青木貞雄	流通経済大学付属柏高校	柴田一浩	東京学館高校	鈴木芳弘
5	千葉聖心高校	三浦勤治	鴨川令徳高校	飯島泰樹	東邦大学付属東邦中・高校	松本琢司	千葉商科大学付属高校	浅川潤一	西武台千葉中・高校	須田秀伸	千葉黎明高校	西村 清 副会長
6	昭和学院秀英中・高校	田中尚子	木更津総合高校	真板竜太郎 理事 (会長指名)	千葉英和高校	大羽 聡	国府台女子学院中・高等部	平田史郎	我孫子二階堂高校	中島 太	千葉萌陽高校	井上園彦
7	渋谷教育学園幕張中・高校	田村聡明	拓殖大学紅陵高校	森 章 理事	八千代松陰中・高校	櫻井 丸	不二女子高校	會田一雄	中央学院高校	横田一弘	敬愛大学八日市場高校	長谷川 茂
8	桜林高校	石井航太郎 副会長	曙星国際中・高校	田川 茂	秀明大学学校教師学部附属 秀明八千代中・高校	富谷利光	東海大学付属浦安中・高校	茂泉吉則	二松学舎大学附属柏中・高校	七五三和男	わせがく高校	守谷たつみ
9	明聖高校	難波正徳	志学館中・高等部	吉田義克	中山学園高校	福井 誠	東京学館浦安高校	鎌形勝敏 監事	専修大学松戸中・高校	五味 光 理事	千葉科学大学附属高校	太田臣一
10	東海大学付属市原望洋高校	田中 昇	翔凜中・高校	栗原康徳					光英VERITAS中・高校	川並芳純 副会長	時任学園中等教育学校	時任静吉
11	市原中央高校	日高 学	中央国際高校	大屋雅由					あずさ第一高校	白波瀬正人		
12			三育学院中等教育学校	尾上史郎								
13			ニューマンキャンパスのぞみ高校	重栖聡司								
	学校数	11	学校数	13	学校数	9	学校数	9	学校数	11	学校数	10
	役員 会長(代表理事)	1	役員		役員		役員		役員		役員	
	理事	2	理事	2	理事	2	理事	2	理事	2	理事	2
	(会長指名)理事	1	(会長指名)理事	1	(会長指名)理事	1	監事	1	監事	1		
備考					顧問	大羽克弘	千葉英和 顧問	古賀正一	市川			

学識経験者 森島庸吉 監事

定款による役員数
 会長(理事)：1名→代表理事
 副会長(理事)：7名以内
 理事(会長・副会長を含む)：10名以上16名以内
 監事：1名以上3名以内

※令和6年2月27日(火)現在

令和5・6年度任期

役員補充選任に伴う地区推薦者記入票

一般社団法人千葉県私立中学高等学校協会
令和6年2月27日(火)

地 区 名	<input type="checkbox"/> 【C地区】船橋・習志野・八千代	
	氏 名	学 校 名
副 会 長 候 補 者		
理 事 候 補 者		

通信記入欄

令和6年度 事業計画（案）

一般社団法人

千葉県私立中学高等学校協会

政治・経済・社会の急激な変化の中にあって私立学校を取り巻く情勢は激変してきている。私立学校の更なる発展と各学園の振興を図るため、加盟団体並びに教育関係諸団体と連絡提携並びに密接なる情報交換を行い、特に教育基本法第8条〔私立学校〕の趣旨の実現を期し生徒収容確保と私学助成予算確保を中心に積極的に事業活動を推進する。

~~なお、この度の新型コロナウイルス感染拡大に伴い諸般の事態を受け、適切な感染防止対策及び安心・安全対策を徹底したうえ、次の諸事業を行う。~~

1 私立学校教育に関する調査研究事業

私立学校の健全な育成発展を図るため、私立学校の教育及び経営、管理、運営に関する問題の調査研究を行う。特に私立学校をめぐる環境は依然として厳しい状況であり、とりわけ学齢人口の減少から発する諸要因が充足率や収支状況等に大きな影響を及ぼしてきている。については私立学校の経営の健全化のため生徒収容確保実現に向け組織体制を一層強化させ必要な対策を講ずる。

特に、「千葉県総合教育会議」、「第3期千葉県教育振興基本計画」、「県立学校改革推進プラン・第1次実施プログラム」を踏まえて、公私が協調・共存して公教育の充実に努められるよう私立学校の立場から検討を行い、必要に応じて意見表明等を行う。

1.1 当協会並びに小学校協会と連携し、活動の推進のため必要な基礎資料を整備する。本年度も次の調査・研究資料の収集及び報告書の作成を行う。

- ①私立中学高等学校実態調査の実施について
- ②都道府県私学助成状況調査の実施について
- ③千葉県私立中学高等学校協会名簿、千葉県私立学校名簿の作成
- ④調査研究資料の収集
- ⑤その他、必要に応じて行う調査の企画・実施

1.2 私立学校に関する制度の研究対策

- ①私立学校に関する法令、制度の検討を行い、必要に応じ対策を講じる。
- ②学校の評価及び情報提供は学校評価結果の公表により、学校や教職員にとって外部からの意見を取り入れる良い機会になるとともに、保護者等にとっても、選択的に学校を進学するための検討を行う上で重要な資料となり、そのメリットは学校の教職員や児童生徒が享受できる。評価結果を今後の改善方策や具体的取組に反映できる。については、理事長・学校長への資料収集・提供(例えば自己評価・学校関係者評価の報告書の収集)や調査研究・情報交換を行い、積極的に私立学校としての自己評価ができるよう取組支援を実施する。そして、近い将来実施されるであろう第三者評価に結びつけていきたい。
- ③国の推進する「令和の日本型学校教育」の構築に向けたスクールミッションの再定義、スクールポリシーの策定、普通科改革・専門学科改革並びにICT活用等の諸問題への対応検討を行い、必要に応じ対策を講じる。
- ④新しい時代に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革や教育、労働関係法令、学校法人会計基準等について研修会の実施

⑤学校法人のガバナンスの強化に向けた私立学校法の改正の方向性について、官公庁・関係団体と連絡し、必要に応じて情報の収集・提供を行う。

1.3 管理・運営の充実の強化

学校法人・私立中学校高等学校の管理・運営の充実・強化に関する調査・研究と成年年齢の引き下げに向けた環境整備に関する情報提供事業・研修事業を行う。

1.4 生徒収容対策に関する事項

児童・生徒の少子化による急減期に鑑み、私立・小・中・高等学校に対する有効適切な対策が樹立されねばならない。長期的展望に立った総合的な収容対策並びに方策を講ずるための調査並びに検討を行ない、各学園への情報提供等を強力に推進すると共に関係所轄庁に要望する。

- ①長期的な生徒減少に対応した生徒収容に関する基本方針の検討
- ②将来の人口動態と高等学校就学者の予測に関する調査結果の報告
- ③中学校・高等学校生徒減少期の生徒収容に関する検討
ア、公私立高等学校協議会に意見書、要望書の提出
イ、入学者選抜方法等の検討について(公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会を含む。)
ウ、学則定員超過校への対応について
エ、中学校の併設等について
オ、公立中高一貫教育校に対する対策
カ、通信制の現状調査と新設、併設について
- ④公立高等学校一般入学者選抜に対応した私立高等学校選抜について検討を行う。
- ⑤千葉県私学フェアの開催並びに入試情報提供に関する事項
- ⑥県立高等学校改革推進プラン・実施プログラム並びに公立高等学校入学者選抜の実施推進について、必要に応じて私学としての要望を行う。
- ⑦公立中学校長会との生徒募集対策に関する連絡並びに調整
- ⑧中高連の全国生徒収容対策会議、**首都圏私学問題連絡協議会(一都三県会議)【第2回連絡協議会については各県、輪番にて開催となり本年度は千葉県が開催県となる。】**・七都県高校進学問題連絡協議会等との連絡並びに調整
- ⑨私立学校審議会・公私立高等学校協議会の審議の経過については理事会・総会に報告する。

1.5 私立中学校の振興に関する対策

- ①私立小学校協会と一致協力し小学校・中学校に対する私学助成の充実を図る。
- ②小中一貫教育、中高一貫教育について実態の把握並びに検討を行うとともに、小学校の接続の問題について検討を行う。
- ③今後増加することが予想される国公立中高一貫教育校の設置とその影響等について検討を行う。
- ④私立中学進学フェアの開催に向け準備検討を行う。
- ⑤その他、私立中学校に関し、当面する諸問題について検討をし、必要に応じて意見表明等の必要な対策を講ずる。

1.6 通信制高等学校の振興に関する対策

通信制高等学校に係る諸問題を検討し適切な対策を講じる。

- ② 私立通信制高等学校に対する振興策の充実について検討を行う。
②私立通信制リーフレットの刊行と他都県私学協会や通信制高等学校に千葉県私立高等学校入試申し合わせ事項の周知並びに遵守等の要請を行う。

2 私立学校の経営に関する調査研究事業

私立高等学校振興助成費補助金の国の標準単価確保は勿論のこと全国平均額堅持・拡充強化に向け具体的な施策を行う。また、中学校及び小学校の国の標準額確保継続・更に拡充に向けて必要な方策を講ずるとともに、私立高等学校等就学支援金や奨学のための給付金、等の施策について検証し提言を行う。

また、各都道府県私学協会及び関係諸団体等と連携をとり、私学助成の現状について資料の分析調査とともに詳細な検討を行ない私学教育振興の一層の充実と振興に資する。

2.1 私立学校関係国庫補助金に関する対策

- ①私学振興助成予算の現状分析を基本として、国庫補助制度を今後とも堅持することを求めて関係団体と協力し継続発展を図る。
- ②私立高等学校等経常費助成補助金の増額
一般補助・特別補助(教育改革推進特別経費)それぞれの充実を通じて総額の拡充を図る。
- ③私学に共通する日本私立学校振興・共済事業団等の補助金の維持・拡充を図る。
- ④私立学校施設・設備の整備(耐震化等の促進、ICT教育設備整備)に対する補助の確保と増額を図る。
- ⑤私立高等学校授業料の実質無償化に向け私立高等学校等就学支援金制度の更なる改善・充実を図るとともに、就学支援金の引き上げに伴う授業料等の学校納付金のあり方について情報交換を行い共通認識を図る。
また、私立小中学校等における家計急変世帯への支援の定着と拡充を図る。
- ⑥特色ある教育研究活動並びに研修事業の充実に資するため、日本私学教育研究所補助金の拡充を図る。
- ⑦消費税増税に伴う学校法人の実質的増税について検討を行う。
- ⑧その他、生徒減少に対する補助制度の充実など私立学校に必要な補助金の確保を図る。

2.2 私学助成に係る地方交付税による財政措置に関する対策

国庫補助金同様、補助財源の確保並びに増額を図る。

私学JET-ALTに対する補助財源の確保とその増額を図る。

2.3 千葉県私学助成に対する対策

私立学校の教育及び経営等の理解啓発に努め、経常費補助金の国標準額、また公立諸学校の標準教育費との格差の是正、特に公立高等学校授業料無償化による影響について調査研究をし対策を講じる。私立学校等に必要な補助金の確保・増額を図る。

- ①私立高等学校等経常費県費助成補助金の確保と増額を図る。
- ②私立高等学校入学金軽減事業、授業料減免事業並びに就学支援事業に対する補助財源の確保と増額を図る。

また、千葉県私学財団の私立高等学校等入学資金貸付制度の活用に向け連携・協力を図る。

- ③日本私立学校振興・共済事業団(共済事業)に対する県費助成補助金の確保の要望。
- ④千葉県私学教育振興財団(退職手当資金事業)に対する補助金の確保と将来に対する検討。
- ⑤中長期的視野に立った本県私立高等学校等の助成補助について研究。
- ⑥私立高等学校等の施設整備費・耐震化補助、ICT環境の整備の拡充実現のため、基礎調査の実施について各校の協力を依頼する。
- ⑦千葉県私学振興大会を開催に関すること。
- ⑧激甚災害、耐震改修・老朽校舎改修事業等の補助金の拡充を図る。
- ⑨私立高等学校等に必要振興助成について検討を行い実現に向けて県知事等に要望する。

2.4 私立学校関係税制改正に関する対策については、関係諸団体と協力し次の項目について実現を期す。

- ①学校法人に対する税制上の優遇措置の維持、拡大を図る。

②私立学校生徒等の保護者に対する税制の改善を図る。

3 私立学校教職員の働き方改革に関する事業

- 3.1 進展する働き方改革や部活動の在り方等の学校経営に関する研究を私学経営研究会と連携して推進する。
- 3.2 雇用・労働に関する政策・法令についての検討研究し適切な対応を図る。
- 3.3 退職金制度に関する対策

①千葉県私学教育振興財団(退職手当資金事業)等との連絡提携と調査研究・研修及び調整

4 私立学校生徒の育英に関する事業

- 4.1 高等学校生徒奨学資金貸与に関する運営事業の実施(奨学生からの返還(回収)に関する事業)

- ① 貸与奨学生への返還の案内通知並びに返還困難者への返還方針の相談・提案を個別に行う。
 - ② 再三の催告にも応じない滞納者についてはサービサー並びに弁護士への委託により回収を図る。
- 令和6年度の委託件数は約70件を予定。

5 私立学校教職員を対象とする研究会、講習会等の開催に関する事業

- 5.1 教職員の私立学校教育に関する研究会・研修会の実施

- ① 総会及び理事長・校長研修会議

学校教育及び私学経営に関する当面する諸問題についての研究・研修と県外教育事情視察の検討実施を図る。

- ② 関東地区私学教育研究集会(千葉大会)の開催

- ③ 副校長・教頭研修会議

- ④ 事務長・事務担当者研修会議

- ⑤ 各教科担当教諭研修会議並びに研究・研修事業

国語・社会(地歴公民)・数学・理科・英語・保健体育・情報の教科別研修会並びに養護教諭・中学校教育研修会を実施する。
注)家庭科は隔年開催

また、諸般の事情に合わせ教育諸制度と問題点(教育課程・学校経営・危機管理・国際教育交流・生活指導・学校接続問題・大学入学者選抜の改革対応・学校図書館並びに育児介護休業等)の研究会を開催し、私立学校教育振興に寄与する。

- ⑥ 初任者教員研修会の実施、教員経験者研修会の開催の検討並びに「教員免許更新講習」の発展的解消に関する制度改正等についての情報提供を行う。

- ⑦ 研修事業

在外研修・国内研修・特殊研修等の情報提供・選考並びに推薦

6 その他前条の目的を達成するために必要な事業

- 6.1 中・高等学校生徒の研修、育英及び健康管理に関する事業

- ①グローバル人材育成を推進する観点から私立中学高等学校教育の充実に資する情報の提供

- ②県内私立中学高等学校生徒文化・スポーツ振興対策事業の実施並びに生徒の部活動の在り方について研究・検討を行う。

- ③学校保健法に規定する健康診断検査項目について公立学校と同様の補助制度を確立する。

- ④生徒の表彰

卒業生等に対する会長名による表彰状並びに善行行為に対する表彰状の贈呈

6.2 広報活動の充実について

①私立小・中・高等学校の広報宣伝

ア) 2024 千葉県私学フェアの開催

イ) 2024 千葉私立中学進学フェアの開催

ウ) 2024 千葉県私立高等学校ガイドブック及び入試日程一覧の刊行

エ) 2024 千葉県知事認可の私立通信制高校リーフレットの刊行

オ) 千葉県私立高校保護者の負担軽減に関するお知らせ(リーフレット)の刊行

②インターネットホームページの運営充実

(インターネットを活用して、会員校(特に理事長・校長・副校長・教頭・事務長等管理職)とのメールによる情報の提供と共有化を進め連絡提携の強化を図る。)

③マスコミへの情報発信の在り方や対応策を含め広報活動を精査し、情報交換会の開催等の効果的な広報活動を推進する。

④「全私学新聞」等の私学関係新聞への資料提供と協力

⑤私学教育に関する刊行物の作成配布等、広報活動の推進

6.3 加盟団体・所属各学校及び関係団体との連絡提携について

①千葉県総務部学事課を始め県議会・関係官公庁、千葉県教育委員会の各部・課との連絡

②全国私学関係諸団体との情報交換、連絡提携を強化する

日本私立小学校連合会・日本私立中学高等学校連合会・全国私学退職金団体連合会・日本私立学校振興・共済事業団・私学研修福祉会・日本私学教育研究所・日本私立小学校中学校高等学校保護者会連合会〔略称:日私学保連〕

③全国・県教育関係諸団体との情報交換及び、連絡提携

全国高等学校長協会・全国普通科高等学校長会・千葉県高等学校長協会・千葉県中学校長会・地域中学校進学指導連絡協議会・千葉県総合教育センター

④各都道府県私学団体と情報交換を密接にし、連絡提携する

⑤県内私立学校(各協会・団体)との情報交換、連絡提携の実施

千葉県私学教育振興財団(加盟協会を含む)・千葉県私立小中高等学校保護者会連合会

⑥加盟各学校との情報交換と連絡提携

⑦その他、青少年育成関係官庁・団体・教育団体等との連絡提携

中高連私学ボランティア基金

6.4 会議の開催について

①正副会長会議・理事会・総会等の開催

②理事長(設置者)会議の開催

③校長会議の開催

④私立学校教育の振興に関する各委員会等の充実・強化

ア, 正副会長会議

協会事業全体を俯瞰し検討を行い、理事会に諮り、総会で決定する。

イ, 生徒収容対策委員会

[千葉県公私立高等学校協議会・千葉県公立高等学校入学者選抜方法等改善協議会]

ウ, 教職員研修委員会

[副校長教頭会・教科別研修会・千葉県総合教育センター・千葉県高等学校教育研究会]

エ, 私立中学校振興対策委員会

オ, 通信制高等学校振興対策委員会

カ, 生徒文化・スポーツ振興対策委員会

[各私学大会・千葉県高等学校文化連盟・千葉県高等学校体育連盟・千葉県高等学校野球連盟・千葉県競技力向上推進本部]

キ, 私立高等学校生徒奨学金運営委員会

[公益信託成田山新勝寺交通遺児等育英基金]

ク, 広報・福祉厚生委員会

[インターネット広報委員会・千葉県私学教育振興財団(退職手当資金事業)]

ケ, 千葉県私学フェア実行委員会

コ, その他、他団体への派遣役員

-----いずれかの委員会に属し、協会会員一丸となり積極的に諸事業を推進する。

また、各委員会の傘下の所管委員会等についても調整・掌握し事業を推進する。

(但し、総務委員会は正副会長をもって、私立高等学校生徒奨学金運営員委員会は生徒奨学金業務運営委員会規定により構成する。)

⑤その他重要事項についての臨時会議の開催

⑥全国私立学校の研修会並びに関東ブロック校長研修会等の主管・参加協力

6.5 私学教員希望者の名簿登録に関すること

協会会員校が新たに教員を採用する際の資料として教員希望者の情報を提供することを目的とし充実を図る。

①千葉県私立学校教員希望登録履歴書委託制度の実施

②教員採用.jpによる登録システムの実施

6.6 危機管理と防災・感染症対策について周知を図ること

地震、台風、**暴風雨**、集中豪雨(**線状降水帯による豪雨**)、大雪、火山噴火などの自然災害や原子力災害をはじめとする事故災害、また、**新型コロナウイルス**感染症に対し、迅速かつ適切に対応するため、計画的な防災・感染症対策を検討し推進する。

危機管理や防災・感染症教育の充実や研究調査活動に支援と協力を行い、また各関係方面との確な連携・協力体制の確立を図る。また、復旧・復興、**Withコロナ・Postコロナ**に関する方策についての協力策を講じる。

6.7 その他、本会の目的達成のために必要な事項

①当協会の一般社団法人の組織・運営について適切に対処するとともに、今後の方向性を県内私学団体ならびに都道府県私学協会と連絡を密にし検討を行う。

令和6年度 研修事業計画（案）

一般社団法人
千葉県私立中学高等学校協会

（1）第35回 教科別研修会

国語	渋谷教育学園幕張高等学校
社会(地歴公民)	芝浦工業大学柏高等学校
数学	光英 VERITAS 高等学校
理科	成田高等学校
英語	和洋国府台女子高等学校
家庭	翔凜高等学校
保健体育	日本大学習志野高等学校
情報	千葉黎明高等学校
中学校研修	千葉日本大学第一中学校
養護	私学代表幹事担当

担当校一覧表（別添）を参照

（2）第40回 私立学校初任者研修千葉地区研修会

主催	一般財団法人 日本私学教育研究所
後援	日本私立中学高等学校連合会
実施	一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会
会期	3日間
開催期日	令和6年6月4日（火）～6日（木）
開催場所	ホテル グリーンタワー幕張
参加対象	千葉県私立中学校・高等学校新規採用教員

公立学校等退職者の新規採用者を含む、新任者から経験年数5年程度の初任教員を対象に、私学教員が最初に学ぶべき重要な課題や各地域の教育事情に沿った研修を行う。

参加人員	70名
参加会費	別途定める。
参考	最近の開催実績

年度	回数	期	間	研 修 会 場	参 加 人 員	学 校 数
29	33	6月19日～21日			79	36
30	34	6月4日～6日			95	33
令和元	35	6月3日～5日			86	34
2	36	6月2日～4日			新型コロナ	中止
3	37	6月1日～3日			72	34
4	38	6月7日～9日			63	35
5	39	6月6日～8日			71	34
総 数					3,014	

(3) 第68回 私学経営研修会・福島大会

主催	一般財団法人 日本私学教育研究所
後援	福島県私学協会・日本私立中学高等学校連合会
会期	令和6年6月6日(木)～2日(金)の2日間
会場	福島県 石川郡石川町 八幡屋
研究目標	教育のフロントランナーを目指す～新たな価値を生み出す経営戦略とは～

(4) 第72回 全国私学教育研究集会・大分大会

主催	一般財団法人 日本私学教育研究所
担当実施	九州地区私立中学高等学校協議会・大分県私立中学高等学校協会 ・日本私立中学高等学校連合会
会期	令和6年10月31日(木)～11月1日(金)の2日間
会場	大分県 大分市 iichiko 総合文化センターiichiko グランシアタ他
研究目標	「新しい時代の創造に向けた私学の挑戦～多様性と包括性の実現に向けて～」

(5) 第56回 関東地区私学教育研究集会・校長研修会・千葉大会

主催	一般財団法人日本私学教育研究所
担当実施	関東地区私立中学高等学校協議会、千葉県私立中学高等学校協会
会期	令和6年10月22日(火) 13時～16時30分
会場	ホテルポートプラザちば
研究目標	未定

(6) 千葉県子どもと親のサポートセンター主催研修講座「(小・中・高等学校)生徒指導リーダー育成研修」

令和6年度においても希望調査し継続推薦する。私立学校枠の決定は4月以降となる。

令和5年度においては、高等学校3名、小学校2名、計5名の参加をする。

(7) 福祉教育推進指定校

令和6年度一千葉学芸高等学校、翔凜中学校、国府台女子学院小学部で今後、調整。

参 考

一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会 主催行事

1. 2024 千葉私立中学進学フェア(第10回)
令和6年6月16日(日) / 千葉工業大学 津田沼キャンパス
2. 2024 千葉県私学フェア(第29回)
令和6年9月16日(月) [敬老の日] / 幕張メッセ 国際会議場
3. 千葉県私学振興大会(第21回)
令和6年10月12日(土) / 幕張メッセ 国際会議場
4. 私学吹奏楽大会 (バンドクリニック・第16回)
令和6年6月●●日(●) / 未定
5. 私学吹奏楽大会(通算第18回)
令和7年2月●●日(●) / 未定
6. 首都圏私学問題連絡協議会(第1回) / 七都県高校進学問題協議会
令和6年6月18日(火) / アルカディア市ヶ谷
7. 首都圏私学問題連絡協議会(第2回)-----千葉県担当
令和6年11月12日(木) / 千葉県千葉市 ホテルポートプラザちば

正副会長にて対応

日本私立中学高等学校連合会 主催行事

- 私学振興全国大会
令和6年11月6日(水) / 文京シビックホール

公益財団法人 千葉県私学教育振興財団 主催行事

1. 第55回千葉県私学教育功労者表彰式典
令和6年12月7日(土) / アパホテル&リゾート<東京ベイ幕張>
2. 2024年新春懇談会
令和7年1月10日(金) / ホテル・ザ・マンハッタン

■千葉県私立小・中・高等学校保護者連合会 関連行事 -----保護者会の役員にて対応

1. 日本私立小学校・中学校・高等学校保護者会連合会 総会・研修会 静岡大会
令和6年7月18日(木)~19日(金) / 静岡県 静岡市 ホテルアソシア静岡
2. 関東地区私学保護者会連合会 理事会(代表者会)
令和6年6月28日(金) / 群馬県 前橋市 ホテルラシネーネ新前橋
3. 関東地区私学保護者会連合会 代表者会及び研修会・埼玉大会
令和6年8月30日(金) / 群馬県 前橋市 ホテルラシネーネ新前橋
4. 日本私立小学校・中学校・高等学校保護者会連合会 青少年育成研修会
令和6年11月15日(金)~16日(土) / 東京都 アルカディア市ヶ谷

■千葉県高等学校長協会 関係 関連行事

1. 全国高等学校長協会 総会
令和6年5月22日(水)～23日(木)／大宮ソニックシティホール
2. 千葉県高等学校長協会 春季総会・研究協議会
令和6年6月7日(金)／ 県立千葉高等学校
3. 千葉県高等学校長協会 秋季総会・研究協議会
令和6年11月12日(火)／ 県立千葉女子高等学校

教科別研修会 担当校一覧表 (年度別)

教科	2年度担当校																				決定済		(案)	
	第15年度	第16年度	第17年度	第18年度	第19年度	第20年度	第21年度	第22年度	第23年度	第24年度	第25年度	第26年度	第27年度	第28年度	第29年度	第30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度
国語	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
社会(地歴公民)	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大
数学	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
理科	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大	愛国学院大
英語	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
家庭	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
保健体育	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
情報	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓
養護教諭	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓	千葉陽拓

(注 意)

基本方針：開校後の準備の都合を考慮、2年前の総会の議、担当校を決定する。

家庭科研修会は、近年の参加者数の減少から隔年にて実施する方向に変更。

令和2年度の実施については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ中止した。令和2年度開催担当校は、令和3年度開催担当校とする。

第1次補正予算書(収支)

【案】

令和05年4月1日から令和06年3月31日まで

一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会
一般会計

(単位：円)

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
入会金収入	200,000	0	200,000
入会金収入	200,000	0	200,000
会費収入	79,908,800	1,453,130	81,361,930
負担金収入	79,908,800	1,453,130	81,361,930
中高連	22,152,080	362,740	22,514,820
中高連学校割@10000×63校	620,000	10,000	630,000
生徒割(全・中・中等)@360×58917名	20,990,880	219,240	21,210,120
生徒割(通)@60×11245名	541,200	133,500	674,700
県協会	46,083,600	968,050	47,051,650
県協会学校割@120000×62校	7,440,000	0	7,440,000
生徒割(全・中・中等)@120×58916名	6,996,960	72,960	7,069,920
生徒割(通)@60×11245名	541,200	133,500	674,700
振興対策費・高校割2千人以上@100000×4校	200,000	200,000	400,000
振興対策費・高校割千人以上@80000×26校	2,080,000	0	2,080,000
振興対策費・高校割千人未満@45000×32校	1,530,000	△ 90,000	1,440,000
振興対策費・中学割(一律)@20000×25校	500,000	0	500,000
振興対策費・生徒割@20×70161名	1,346,560	56,660	1,403,220
私学財団負担金・学校割@130000×87校	11,310,000	0	11,310,000
私学財団負担金・生徒割@210×70161名	14,138,880	594,930	14,733,810
保護者会	2,693,120	113,340	2,806,460
日私学保護会費(全国)@20×70162名	1,346,560	56,680	1,403,240
千葉県私学保護者会費(県)@20×70161名	1,346,560	56,660	1,403,220
教育功労者式典費・新春懇談会費	3,480,000	0	3,480,000
学校割@40000×87校(高校62校・中学25校)	3,480,000	0	3,480,000
教職員研修会	5,500,000	9,000	5,509,000
初任研参加費@35000×71名	2,800,000	△ 315,000	2,485,000
教科別研修会参加費@9000×336名	2,700,000	324,000	3,024,000
補助金収入	1,274,000	△ 50,000	1,224,000
私学教育研究所収入	824,000	△ 50,000	774,000
初任者研修費	824,000	△ 50,000	774,000
初任者研修補助金	484,000	0	484,000
教科別研修会補助金	340,000	△ 50,000	290,000
日本私立中学高等学校連合会収入	300,000	0	300,000
運営費補助金	300,000	0	300,000
私学振興大会等運営費補助金	300,000	0	300,000
日本私立小中高等学校保護者会連合会収入	100,000	0	100,000
運営費補助金	100,000	0	100,000
私学振興大会等運営費補助金	100,000	0	100,000
千葉県私立小中高等学校保護者会連合会収入	50,000	0	50,000
運営費補助金	50,000	0	50,000
私学振興大会等運営費補助金	50,000	0	50,000
雑収入	6,052,000	5,000,000	11,052,000
雑収入・受取利息収入	550,000	5,000,000	5,550,000

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
雑収入・銀行預金利子	550,000	5,000,000	5,550,000
利子	200,000	0	200,000
雑収	150,000	5,000,000	5,150,000
チエル販売支援金	200,000	0	200,000
他会計からの繰入額	5,502,000	0	5,502,000
他会計からの繰入額	5,502,000	0	5,502,000
事業活動収入計	87,434,800	6,403,130	93,837,930
2. 事業活動支出			
事業経費支出	99,622,760	△ 1,957,440	97,665,320
負担金使用料支出	55,812,200	482,560	56,294,760
中高連	22,152,080	369,220	22,521,300
日本私立中高連会費	22,152,080	369,220	22,521,300
保護者会	2,693,120	113,340	2,806,460
日私学保連会費	1,346,560	56,680	1,403,240
千葉県私学保護者会費	1,346,560	56,660	1,403,220
事務室使用料	3,018,000	0	3,018,000
私学財団負担金	27,949,000	0	27,949,000
研修会費支出	9,474,000	△ 590,000	8,884,000
理事長・校長	1,300,000	0	1,300,000
年1回開催研修会の補助研修・研究	1,200,000	0	1,200,000
地区校長会議会費	100,000	0	100,000
教職員	7,024,000	△ 590,000	6,434,000
教職員研修委員会会議費	150,000	0	150,000
初任者研修開催経費（集録含む）	3,684,000	△ 290,000	3,394,000
教科別研修会開催経費	3,040,000	△ 300,000	2,740,000
養護教諭研修会開催経費	150,000	0	150,000
副校長教頭	1,000,000	0	1,000,000
会議費	700,000	0	700,000
県外研修補助	300,000	0	300,000
事務長	150,000	0	150,000
委員会費支出	300,000	0	300,000
生徒収容対策	250,000	0	250,000
生徒指導	50,000	0	50,000
研究費支出	50,000	0	50,000
経営対策	50,000	0	50,000
会議費	50,000	0	50,000
渉外費支出	6,106,560	△ 1,850,000	4,256,560
振興対策	6,106,560	△ 1,850,000	4,256,560
請願・陳情等の渉外経費	606,560	△ 350,000	256,560
千葉県私学振興大会経費	5,500,000	△ 1,500,000	4,000,000
広報費支出	7,100,000	0	7,100,000
広報費	7,100,000	0	7,100,000
参考資料	100,000	0	100,000
広報活動経費	7,000,000	0	7,000,000
表彰費支出	3,680,000	0	3,680,000
表彰費	3,680,000	0	3,680,000
表彰式典費	2,175,000	0	2,175,000
新春懇談経費	1,305,000	0	1,305,000
協会表彰経費	200,000	0	200,000

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
クラブ・競技会運営費支出	1,100,000	0	1,100,000
補助	1,100,000	0	1,100,000
サッカー大会補助金	100,000	0	100,000
硬式テニス大会補助金	100,000	0	100,000
ソフトテニス大会補助金	100,000	0	100,000
ソフトボール大会補助金	100,000	0	100,000
卓球大会補助金	100,000	0	100,000
バレーボール大会補助金	100,000	0	100,000
剣道大会補助金	100,000	0	100,000
柔道大会補助金	100,000	0	100,000
バドミントン大会補助金	100,000	0	100,000
吹奏楽大会補助金	100,000	0	100,000
その他大会補助金	100,000	0	100,000
私立中学校振興対策広報費支出	9,000,000	0	9,000,000
私学フェア事業費支出	7,000,000	0	7,000,000
管理経費支出	9,397,000	0	9,397,000
会議費支出	2,900,000	0	2,900,000
会議費	1,900,000	0	1,900,000
総会等諸会議	1,900,000	0	1,900,000
会議旅費	1,000,000	0	1,000,000
旅費交通費支出	1,000,000	0	1,000,000
出張旅費	1,000,000	0	1,000,000
印刷製本費支出	1,820,000	0	1,820,000
印刷製本費	1,820,000	0	1,820,000
私立学校名簿印刷	80,000	0	80,000
私学要覧印刷	40,000	0	40,000
その他印刷製本費	1,700,000	0	1,700,000
図書費支出	300,000	0	300,000
図書費	300,000	0	300,000
その他図書費	300,000	0	300,000
通信運搬費支出	1,210,000	0	1,210,000
通信運搬費	1,210,000	0	1,210,000
連絡用荷物発送	800,000	0	800,000
電話料	320,000	0	320,000
振込等手数料	40,000	0	40,000
インターネット回線通信料等	50,000	0	50,000
什器備品費支出	200,000	0	200,000
消耗品費支出	150,000	0	150,000
慶弔費支出	1,000,000	0	1,000,000
雑支出	817,000	0	817,000
雑費	817,000	0	817,000
新公益法人会計ソフト等	72,000	0	72,000
その他雑費	185,000	0	185,000
教員希望者登録経費	560,000	0	560,000
事業活動支出計	109,019,760	△ 1,957,440	107,062,320
事業活動収支差額	△ 21,584,960	8,360,570	△ 13,224,390
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	1,000,000	0	1,000,000
当期収支差額	△ 22,584,960	8,360,570	△ 14,224,390
前期繰越収支差額	64,848,483	7,639,501	72,487,984
次期繰越収支差額	42,263,523	16,000,071	58,263,594

令和5年度 特別会計
高校生徒奨学金事業補正予算書（案）
（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

収入の部

科 目			補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
事業費			35,000,000	△ 5,800,000	29,200,000	
	第一種奨学金貸付事業	返還金	3,000,000	1,200,000	4,200,000	
	第二種奨学金貸付事業	返還金	32,000,000	△ 7,000,000	25,000,000	
雑収入	その他	返還金	0	0	0	
		受取利息	0	0	0	利息は一般会計へ振替
当期収入合計 (A)			35,000,000	△ 5,800,000	29,200,000	
前期繰越収支差額			148,370,057	0	148,370,057	
収入合計 (B)			183,370,057	△ 5,800,000	177,570,057	

支出の部

科 目			補正前予算額	補正額	補正後予算額	備 考
大 科 目	中 科 目	小 科 目				
国庫返還事業	国庫返還金	国・県返還金	60,000	0	60,000	※1
寄 附	特定寄附	特定寄附	100,000,000	0	100,000,000	※2
事務経費			10,246,200	0	10,246,200	
	事務費		591,000	0	591,000	
		会議費	0	0	0	会議費・選考委員実費弁償(理事会報告)
		旅費・交通費	1,000	0	1,000	事務連絡旅費
		通信費	500,000	0	500,000	切手・はがき・送料・電話料・郵便局自動引落し手数料
		消耗品費	20,000	0	20,000	印刷カートリッジ等
		印刷費	60,000	0	60,000	封筒印刷・請求書印刷用紙・コピー代等
		雑費	10,000	0	10,000	ゴム印代・銀行残高証明発行手数料・印紙代等
	人件費		5,502,000	0	5,502,000	※3 中高協会一般会計へ振替
		人件費	4,622,000	0	4,622,000	
		法定福利費	880,000	0	880,000	
	電算費		1,003,200	0	1,003,200	
		電算保守料	844,800	0	844,800	奨学金システム年間保守・修繕費(消費税込) (55,000円×12ヶ月)×10%
		サーバ保守料	158,400	0	158,400	奨学金管理サーバ年間保守・修繕費(消費税込) (10,000円×12ヶ月)×10%
	委託費		3,150,000	0	3,150,000	
		税理士報酬	150,000	0	150,000	税理士委託料・相談料(源泉所得税含む)
		弁護士報酬	2,000,000	0	2,000,000	※4 弁護士委託料・相談料(源泉所得税含む)
		サービサー委託	1,000,000	0	1,000,000	債権回収会社への回収業務委託
当期支出合計 (C)			110,306,200	0	110,306,200	
当期収支差額 (A-C)			△ 75,306,200	△ 5,800,000	△ 81,106,200	
次期繰越収支差額 (B-C)			73,063,857	△ 5,800,000	67,263,857	

※1 国庫返還事業

国庫奨学金貸付事業分(平成14年度～平成16年度実施)19,440,000円については、県学事課からの指示により、全額、国と県に返還しなければならない。この資金の返還については、毎年度二種返還金の中から国庫分を支出。

※2 公益目的支出計画に伴う特定寄附

公益目的支出計画により計画が完了するまで千葉県へ3億円の特定寄附を行う。(令和2年度までに2億円寄附済み)
令和5年度末に最終回の1億円寄附予定。

※3 人件費・法定福利費について

私立中学高等学校協会一般会計へ振替(私学教育振興財団会費)の一部負担金として納入する。

※4 弁護士委託料・相談料

長期返還不履行の滞納者について、民事訴訟による債権回収を実施。

収支予算書(収支)

【案】

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

一般社団法人 千葉県私立中学高等学校協会

一般会計

(単位：円)

科 目	予算額	前年度補正後予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
入会金収入	[0]	[200,000]	[△ 200,000]
入会金収入	0	200,000	△ 200,000
会費収入	[82,817,930]	[81,361,930]	[1,456,000]
負担金収入	(82,817,930)	(81,361,930)	(1,456,000)
中高連	22,514,820	22,514,820	0
中高連学校割@10000×63校	630,000	630,000	0
生徒割(全・中・中等)@360×58917名	21,210,120	21,210,120	0
生徒割(通)@60×11245名	674,700	674,700	0
県協会	47,051,650	47,051,650	0
県協会学校割@120000×62校	7,440,000	7,440,000	0
生徒割(全・中・中等)@120×58916名	7,069,920	7,069,920	0
生徒割(通)@60×11245名	674,700	674,700	0
振興対策費・高校割2千人以上@100000×4校	400,000	400,000	0
振興対策費・高校割千人以上@80000×26校	2,080,000	2,080,000	0
振興対策費・高校割千人未満@45000×32校	1,440,000	1,440,000	0
振興対策費・中学割(一律)@20000×25校	500,000	500,000	0
振興対策費・生徒割@20×70161名	1,403,220	1,403,220	0
私学財団負担金・学校割@130000×87校	11,310,000	11,310,000	0
私学財団負担金・生徒割@210×70161名	14,733,810	14,733,810	0
保護者会	2,806,460	2,806,460	0
日私学保護会費(全国)@20×70162名	1,403,240	1,403,240	0
千葉県私学保護者会費(県)@20×70161名	1,403,220	1,403,220	0
教育功労者式典費・新春懇談会費	3,480,000	3,480,000	0
学校割@40000×87校(高校62校・中学25校)	3,480,000	3,480,000	0
教職員研修会	5,500,000	5,509,000	△ 9,000
初任研参加費@35000×80名	2,800,000	2,485,000	315,000
教科別研修会参加費@9000×300名	2,700,000	3,024,000	△ 324,000
関東地区校長研修会(千葉大会)負担金	1,465,000	0	1,465,000
関東地区校長研負担金学校割15000円×62校	930,000	0	930,000
関東地区校長研参加費15000円×35名	525,000	0	525,000
関東地区校長研参加費研修のみ5000円×2名	10,000	0	10,000
補助金収入	[1,524,000]	[1,224,000]	[300,000]

科 目	予算額	前年度補正後予算額	増 減
私学教育研究所収入	(1,074,000)	(774,000)	(300,000)
初任者研修費	1,074,000	774,000	300,000
初任者研修補助金	484,000	484,000	0
教科別研修会補助金	290,000	290,000	0
関東地区校長研修会補助金	300,000	0	300,000
日本私立中学高等学校連合会収入	(300,000)	(300,000)	(0)
運営費補助金	300,000	300,000	0
私学振興大会等運営費補助金	300,000	300,000	0
日本私立小中高等学校保護者会連合会収入	(100,000)	(100,000)	(0)
運営費補助金	100,000	100,000	0
私学振興大会等運営費補助金	100,000	100,000	0
千葉県私立小中高等学校保護者会連合会収入	(50,000)	(50,000)	(0)
運営費補助金	50,000	50,000	0
私学振興大会等運営費補助金	50,000	50,000	0
雑収入	[6,052,000]	[11,052,000]	[△ 5,000,000]
雑収入・受取利息収入	(550,000)	(5,550,000)	(△ 5,000,000)
雑収入・銀行預金利子	550,000	5,550,000	△ 5,000,000
利子	200,000	200,000	0
雑収	150,000	5,150,000	△ 5,000,000
チエル販売支援金	200,000	200,000	0
他会計からの繰入額	(5,502,000)	(5,502,000)	(0)
他会計からの繰入額	5,502,000	5,502,000	0
事業活動収入計	90,393,930	93,837,930	△ 3,444,000
2. 事業活動支出			
事業経費支出	[100,130,500]	[97,665,320]	[2,465,180]
負担金使用料支出	(56,288,280)	(56,294,760)	(△ 6,480)
中高連	22,514,820	22,521,300	△ 6,480
日本私立中高連会費	22,514,820	22,521,300	△ 6,480
保護者会	2,806,460	2,806,460	0
日私学保連会費	1,403,240	1,403,240	0
千葉県私学保護者会費	1,403,220	1,403,220	0
事務室使用料	3,018,000	3,018,000	0
私学財団負担金	27,949,000	27,949,000	0
研修会費支出	(11,339,000)	(8,884,000)	(2,455,000)
理事長・校長	1,350,000	1,300,000	50,000
年1回開催研修会の補助研修・研究	1,250,000	1,200,000	50,000
地区校長会議会費	100,000	100,000	0
教職員	6,924,000	6,434,000	490,000
教職員研修委員会会議費	50,000	150,000	△ 100,000

科 目	予算額	前年度補正後予算額	増 減
初任者研修開催経費（集録含む）	3,684,000	3,394,000	290,000
教科別研修会開催経費	3,040,000	2,740,000	300,000
養護教諭研修会開催経費	150,000	150,000	0
副校長教頭	1,050,000	1,000,000	50,000
会議費	750,000	700,000	50,000
県外研修補助	300,000	300,000	0
事務長	150,000	150,000	0
関東地区校長研修会千葉大会経費	1,865,000	0	1,865,000
委員会費支出	(300,000)	(300,000)	(0)
生徒収容対策	250,000	250,000	0
生徒指導	50,000	50,000	0
研究費支出	(50,000)	(50,000)	(0)
経営対策	50,000	50,000	0
会議費	50,000	50,000	0
渉外費支出	(6,273,220)	(4,256,560)	(2,016,660)
振興対策	6,273,220	4,256,560	2,016,660
請願・陳情等の渉外経費	573,220	256,560	316,660
千葉県私学振興大会経費	5,700,000	4,000,000	1,700,000
広報費支出	(5,100,000)	(7,100,000)	(△ 2,000,000)
広報費	5,100,000	7,100,000	△ 2,000,000
参考資料	100,000	100,000	0
広報活動経費	5,000,000	7,000,000	△ 2,000,000
表彰費支出	(3,680,000)	(3,680,000)	(0)
表彰費	3,680,000	3,680,000	0
表彰式典費	2,175,000	2,175,000	0
新春懇談経費	1,305,000	1,305,000	0
協会表彰経費	200,000	200,000	0
クラブ・競技会運営費支出	(1,100,000)	(1,100,000)	(0)
補助	1,100,000	1,100,000	0
サッカー大会補助金	100,000	100,000	0
硬式テニス大会補助金	100,000	100,000	0
ソフトテニス大会補助金	100,000	100,000	0
ソフトボール大会補助金	100,000	100,000	0
卓球大会補助金	100,000	100,000	0
バレーボール大会補助金	100,000	100,000	0
剣道大会補助金	100,000	100,000	0
柔道大会補助金	100,000	100,000	0
バドミントン大会補助金	100,000	100,000	0
吹奏楽大会補助金	100,000	100,000	0

科 目	予算額	前年度補正後予算額	増 減
その他大会補助金	100,000	100,000	0
私立中学校振興対策広報費支出	9,000,000	9,000,000	0
私学フェア事業費支出	7,000,000	7,000,000	0
管理経費支出	[9,797,000]	[9,397,000]	[400,000]
会議費支出	(3,300,000)	(2,900,000)	(400,000)
会議費	2,300,000	1,900,000	400,000
総会等諸会議	1,900,000	1,900,000	0
首都圏会議千葉大会経費	400,000	0	400,000
会議旅費	1,000,000	1,000,000	0
旅費交通費支出	(1,000,000)	(1,000,000)	(0)
出張旅費	1,000,000	1,000,000	0
印刷製本費支出	(1,820,000)	(1,820,000)	(0)
印刷製本費	1,820,000	1,820,000	0
私立学校名簿印刷	80,000	80,000	0
私学要覧印刷	40,000	40,000	0
その他印刷製本費	1,700,000	1,700,000	0
図書費支出	(300,000)	(300,000)	(0)
図書費	300,000	300,000	0
その他図書費	300,000	300,000	0
通信運搬費支出	(1,210,000)	(1,210,000)	(0)
通信運搬費	1,210,000	1,210,000	0
連絡用荷物発送	800,000	800,000	0
電話料	320,000	320,000	0
振込等手数料	40,000	40,000	0
インターネット回線通信料等	50,000	50,000	0
什器備品費支出	200,000	200,000	0
消耗品費支出	150,000	150,000	0
慶弔費支出	1,000,000	1,000,000	0
雑支出	(817,000)	(817,000)	(0)
雑費	817,000	817,000	0
新公益法人会計ソフト等	72,000	72,000	0
その他雑費	185,000	185,000	0
教員希望者登録経費	560,000	560,000	0
事業活動支出計	109,927,500	107,062,320	2,865,180
事業活動収支差額	△ 19,533,570	△ 13,224,390	△ 6,309,180
Ⅱ 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			

科 目	予算額	前年度補正後予算額	増 減
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	1,000,000	1,000,000	0
当期収支差額	△ 20,533,570	△ 14,224,390	△ 6,309,180
前期繰越収支差額	58,263,594	72,487,984	△ 14,224,390
次期繰越収支差額	37,730,024	58,263,594	△ 20,533,570

令和6年度 特別会計
高校生奨学金事業予算書(案)
(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収入の部

科	目	和 6 年 度	前 年 度	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目	予 算 額	予 算 額		
事 業 費		27,000,000	29,200,000	△ 2,200,000	
	第一種奨学金貸付事業	返 還 金 3,000,000	4,200,000	△ 1,200,000	
	第二種奨学金貸付事業	返 還 金 24,000,000	25,000,000	△ 1,000,000	
雑 収 入	そ の 他	返 還 金 0	0	0	
	受 取 利 息	銀 行 預 金 利 子 0	0	0	利息は一般会計へ振替
当 期 収 入 合 計 (A)		27,000,000	29,200,000	△ 2,200,000	
前 期 繰 越 収 支 差 額		67,263,857	148,370,057	△ 81,106,200	
収 入 合 計 (B)		94,263,857	177,570,057	△ 83,306,200	

支出の部

科	目	和 6 年 度	前 年 度	増 減 額	備 考
大 科 目	中 科 目	予 算 額	予 算 額		
国庫返還事業	国庫返還金	国・県返還金 275,000	60,000	215,000	※1
寄 附	特 定 寄 附	特 定 寄 附 0	100,000,000	△ 100,000,000	※2
事 務 経 費		10,246,200	10,246,200	0	
	事 務 費	591,000	591,000	0	
		会 議 費 0	0	0	会議費・選考委員実費弁償(理事会報告)
		旅 費 ・ 交 通 費 1,000	1,000	0	事務連絡旅費
		通 信 費 500,000	500,000	0	切手・はがき・送料・電話料・郵便局自動引落し手数料
		消 耗 品 費 20,000	20,000	0	印刷カートリッジ等
		印 刷 費 60,000	60,000	0	封筒印刷・請求書印刷用紙・コピー代等
		雑 費 10,000	10,000	0	ゴム印代・銀行残高証明発行手数料・印紙代等
	人 件 費	5,502,000	5,502,000	0	※3 中高協会一般会計へ振替
		人 件 費 4,622,000	4,622,000	0	
		法 定 福 利 費 880,000	880,000	0	
	電 算 費	1,003,200	1,003,200	0	
		電 保 守 算 料 844,800	844,800	0	奨学金システム年間保守・修繕費(消費税込) (64,000円×12ヶ月)×10%
		サ ー バ ー 保 守 料 158,400	158,400	0	奨学金管理サーバー年間保守・修繕費(消費税込) (12,000円×12ヶ月)×10%
	委 託 費	3,150,000	3,150,000	0	
		税 理 士 報 酬 150,000	150,000	0	税理士委託料・相談料(源泉所得税含む)
		弁 護 士 報 酬 2,000,000	2,000,000	0	※4 弁護士委託料・相談料(源泉所得税含む)
		サ ー ビ サ ー 委 託 1,000,000	1,000,000	0	債権回収会社への回収業務委託
当 期 支 出 合 計 (C)		10,521,200	110,306,200	△ 99,785,000	
当 期 収 支 差 額 (A-C)		16,478,800	△ 81,106,200	97,585,000	
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B-C)		83,742,657	67,263,857	16,478,800	

※1 国庫返還事業

国庫奨学金貸付事業分(平成14年度～平成16年度実施)19,440,000円については、県学事課からの指示により、全額、国と県に返還しなければならない。この資金の返還については、毎年度二種返還金の中から国庫分を支出。

※2 公益目的支出計画に伴う特定寄附

千葉県への特定寄附は令和5年度までにすべて終了。

※3 人件費・法定福利費について

私立中学高等学校協会一般会計へ振替(私学教育振興財団会費)の一部負担金として納入する。

※4 弁護士委託料・相談料

長期返還不履行の滞納者について、民事訴訟による債権回収を実施。